

在留資格「特定技能」について



平成31年4月
出入国在留管理庁

最新資料はこちら(法務省HP)を御覧ください。

新たな外国人材受入れ(在留資格「特定技能」の創設等)
http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01_00127.html

【資料(目次)】

1 制度概要 ①在留資格について	1
2 制度概要 ②受入れ機関と登録支援機関について	2
3 制度概要 ③就労開始までの流れ	3
4 支援計画の概要①	4
5 支援計画の概要②	5
6 登録支援機関とは	6
7 届出について	7
8 特定技能における分野別の協議会について	8
9 在留資格「特定技能」の新設に係る特例措置	9
10 基本方針・分野別運用方針・主務省令等について	10
11 参考資料	22



- **特定技能 1号**：特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
- **特定技能 2号**：特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

特定産業分野：介護、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業、
 (14分野) 建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業

(特定技能 2号は下線部の2分野のみ受入れ可)

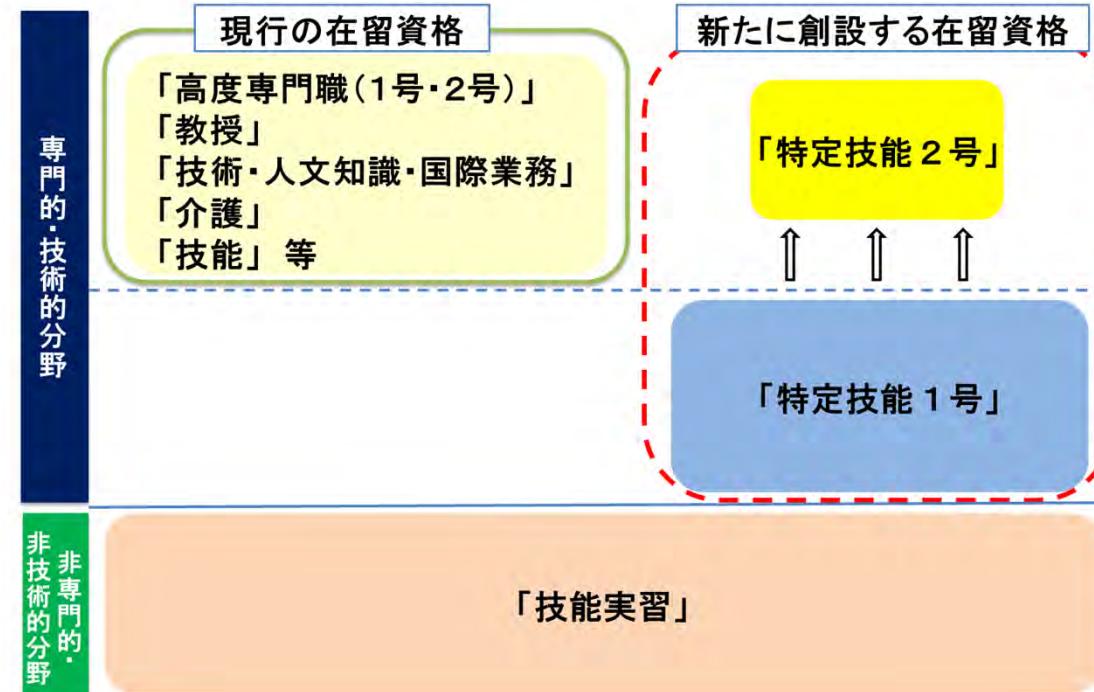
特定技能 1号のポイント

- 在留期間：1年、6ヶ月又は4ヶ月ごとの更新、**通算で上限5年**まで
- 技能水準：試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
- 日本語能力水準：生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
- 家族の帯同：基本的に認めない
- 受入れ機関又は登録支援機関による**支援の対象**

特定技能 2号のポイント

- 在留期間：3年、1年又は6ヶ月ごとの更新
- 技能水準：試験等で確認
- 日本語能力水準：試験等での確認は不要
- 家族の帯同：**要件を満たせば可能**（配偶者、子）
- 受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象外

【就労が認められる在留資格の技能水準】





受入れ機関について

1 受入れ機関が外国人を受け入れるための基準

- ① 外国人と結ぶ雇用契約が適切（例：報酬額が日本人と同等以上）
- ② 機関自体が適切（例：5年以内に出入国・労働法令違反がない）
- ③ 外国人を支援する体制あり（例：外国人が理解できる言語で支援できる）
- ④ 外国人を支援する計画が適切（例：生活オリエンテーション等を含む）

2 受入れ機関の義務

- ① 外国人と結んだ雇用契約を確實に履行（例：報酬を適切に支払う）
 - ② 外国人への支援を適切に実施
→ 支援については、登録支援機関に委託も可。
全部委託すれば③も満たす。
 - ③ 出入国在留管理庁への各種届出
- (注) ①～③を怠ると外国人を受け入れられなくなるほか、出入国在留管理庁から指導、改善命令等を受けることがある。

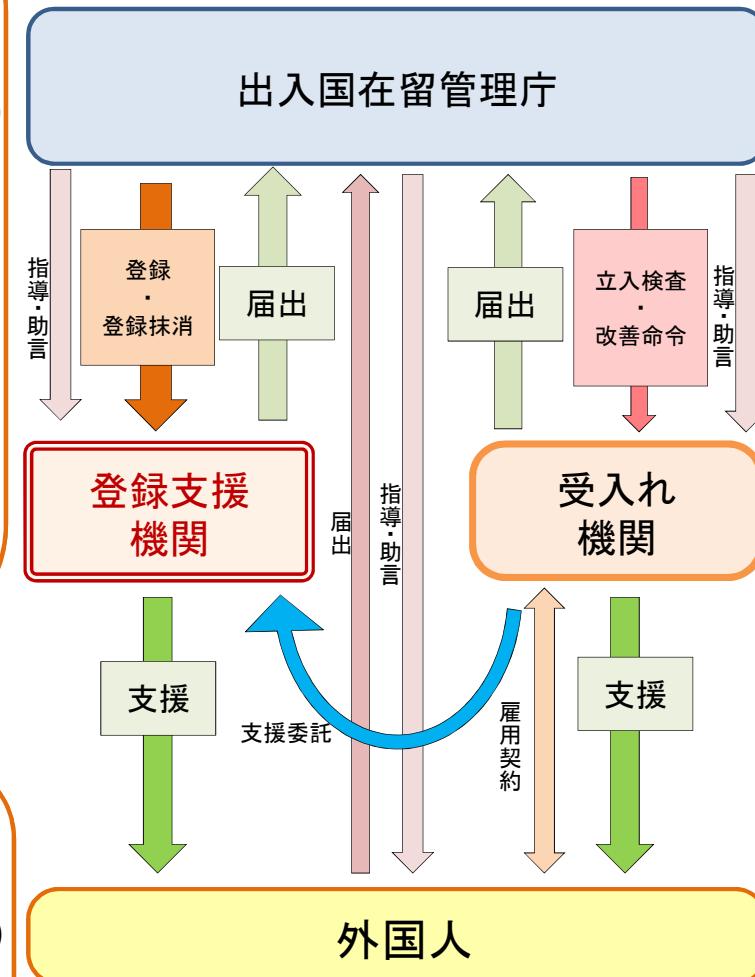
登録支援機関について

1 登録を受けるための基準

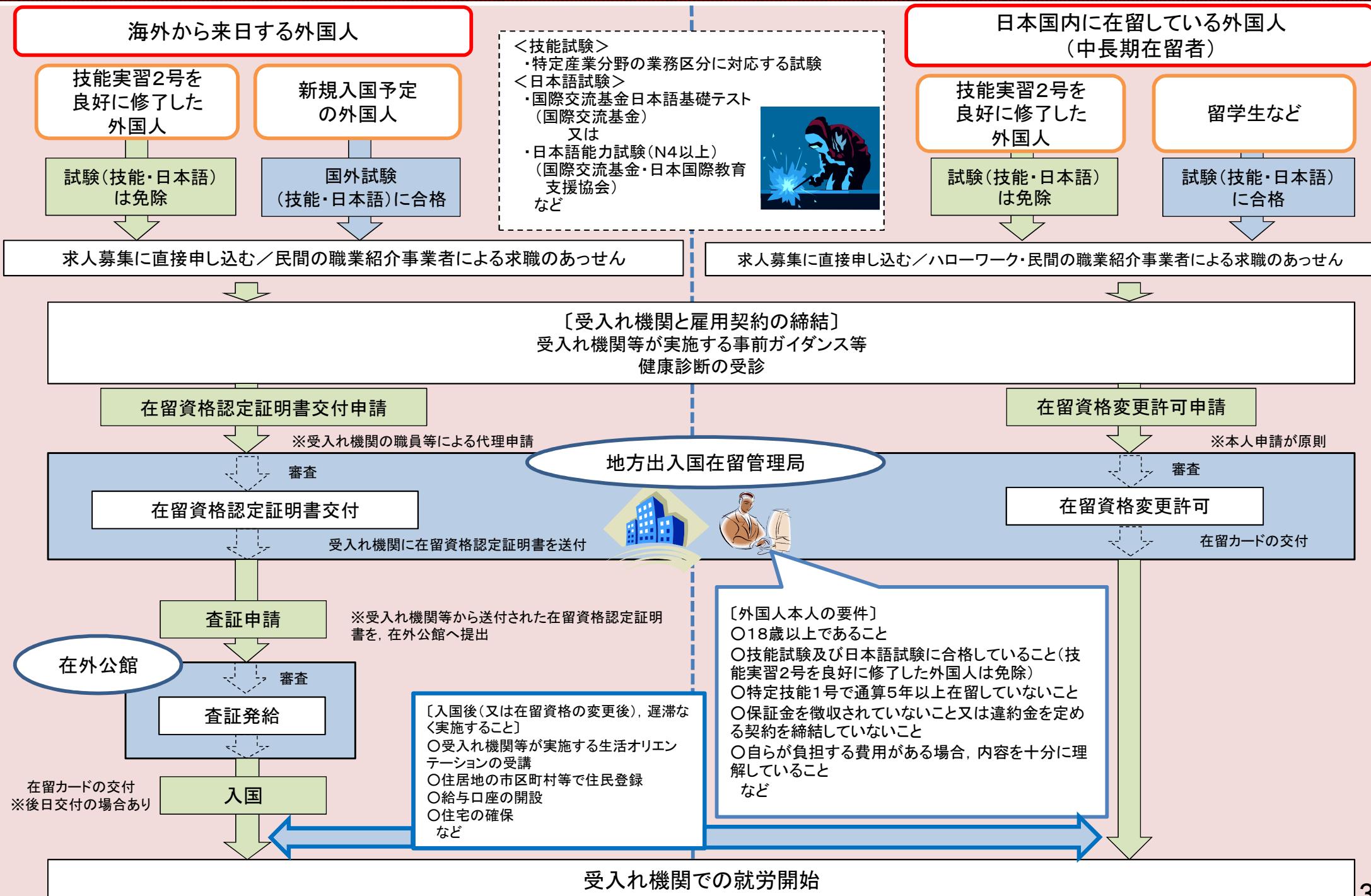
- ① 機関自体が適切（例：5年以内に出入国・労働法令違反がない）
- ② 外国人を支援する体制あり（例：外国人が理解できる言語で支援できる）

2 登録支援機関の義務

- ① 外国人への支援を適切に実施
 - ② 出入国在留管理庁への各種届出
- (注) ①②を怠ると登録を取り消されることがある。



制度概要③就労開始までの流れ



ポイント

- 受入れ機関は、1号特定技能外国人に対して「特定技能1号」の活動を安定的かつ円滑に行うことができるようするための職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援の実施に関する計画（1号特定技能外国人支援計画。以下「支援計画」という。）を作成し、当該計画に基づき支援を行わなければならない。
※特定技能2号については、支援義務がない。

■ 支援計画の作成

- ・受入れ機関は、在留諸申請（※）に当たり、支援計画を作成し、当該申請の際にその他申請書類と併せて提出しなければならない。
※ 特定技能1号に関する在留資格認定証明書交付申請、在留資格変更許可申請等

■ 支援計画の主な記載事項

- ・職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援として必要であるとして省令で定められた10項目（5ページ参照）の実施内容・方法等
- ・支援責任者及び支援担当者の氏名及び役職等
- ・支援の実施を契約により他の者に委託する場合の当該他の者の氏名及び住所等
- ・登録支援機関（登録支援機関に委託する場合のみ）

■ 支援計画実施の登録支援機関への委託

- ・受入れ機関は、支援計画の全部又は一部の実施を他の者に委託することができる（支援委託契約を締結）。
- ・受入れ機関が支援計画の全部の実施を登録支援機関（6ページ参照）に委託する場合には、外国人を支援する体制があるものとみなされる。
- ・登録支援機関は、委託を受けた支援業務の実施を更に委託することはできない。（支援業務の履行を補助する範囲で通訳人などを活用することは可能）

支援計画の概要②



出入国在留管理庁

Immigration Services Agency of Japan

①事前ガイダンス

- ・雇用契約締結後、在留資格認定証明書交付申請前又は在留資格変更許可申請前に、労働条件・活動内容・入国手続・保証金徴収の有無等について、対面・テレビ電話等で説明



②出入国する際の送迎

- ・入国時に空港等と事業所又は住居への送迎
- ・帰国時に空港の保安検査場までの送迎・同行



③住居確保・生活に必要な契約支援

- ・連帯保証人になる・社宅を提供する等
- ・銀行口座等の開設・携帯電話やライフラインの契約等を案内・各手續の補助



④生活オリエンテーション

- ・円滑に社会生活を営めるよう日本のルールやマナー、公共機関の利用方法や連絡先、災害時の対応等の説明



⑤公的手続等への同行

- ・必要に応じ住居地・社会保障・税などの手続の同行、書類作成の補助



⑥日本語学習の機会の提供

- ・日本語教室等の入学案内、日本語学習教材の情報提供等



⑦相談・苦情への対応

- ・職場や生活上の相談・苦情等について、外国人が十分に理解することができる言語での対応、内容に応じた必要な助言、指導等



⑧日本人との交流促進

- ・自治会等の地域住民との交流の場や、地域のお祭りなどの行事の案内や、参加の補助等



⑨転職支援(人員整理等の場合)

- ・受入れ側の都合により雇用契約を解除する場合の転職先を探す手伝いや、推薦状の作成等に加え、求職活動を行うための有給休暇の付与や必要な行政手続の情報の提供



⑩定期的な面談・行政機関への通報

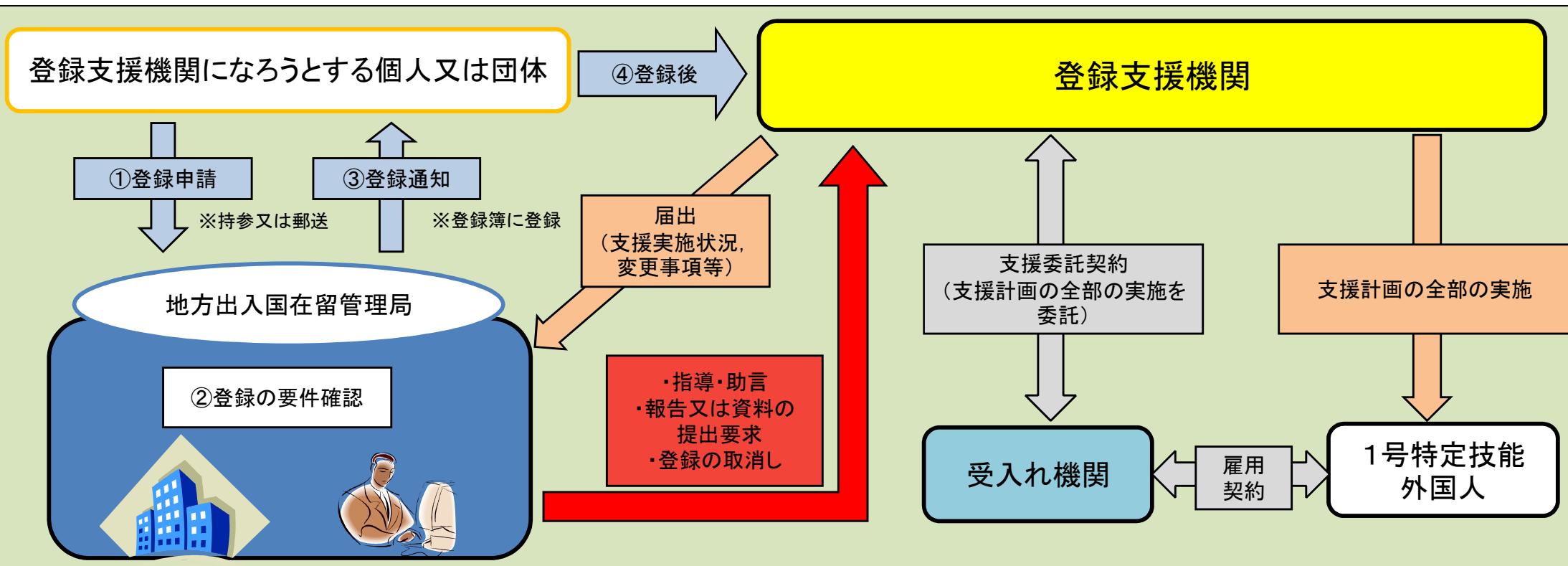
- ・支援責任者等が外国人及びその上司等と定期的(3か月に1回以上)に面談し、労働基準法違反等があれば通報



登録支援機関とは



出入国在留管理庁
Immigration Services Agency of Japan



登録支援機関とは

- 登録支援機関は、受入れ機関との支援委託契約により、支援計画に基づく支援の全部の実施を行う。
- 登録支援機関になるためには、出入国在留管理庁長官の登録を受ける必要がある。
- 登録を受けた機関は、登録支援機関登録簿に登録され、出入国在留管理庁ホームページに掲載される。
- 登録の期間は5年間であり、更新が可能である。
- 登録には申請手数料が必要である。(新規登録2万8,400円、登録更新1万1,100円)
- 登録支援機関は、出入国在留管理庁長官に対し、定期又は随時の各種届出を行う必要がある。

ポイント

- 受入れ機関及び登録支援機関は、出入国在留管理庁長官に対し、各種届出を隨時又は定期に行わなければならない。
- 受入れ機関による届出の不履行や虚偽の届出については罰則の対象とされている。

■ 受入れ機関の届出 ※違反の場合、指導や罰則の対象

【随時の届出】

- ・特定技能雇用契約の変更、終了、新たな契約の締結に関する届出
- ・支援計画の変更に関する届出
- ・登録支援機関との支援委託契約の締結、変更、終了に関する届出
- ・特定技能外国人の受入れ困難時の届出
- ・出入国又は労働関係法令に関する不正行為等を知ったときの届出

【定期の届出】

- ・特定技能外国人の受入れ状況に関する届出（例：特定技能外国人の受入れ総数、氏名等の情報、活動日数、場所、業務内容等）
- ・支援計画の実施状況に関する届出（例：相談内容及び対応結果等）※支援計画の全部の実施を登録支援機関に委託した場合を除く
- ・特定技能外国人の活動状況に関する届出（例：報酬の支払状況、離職者数、行方不明者数、受入れに要した費用の額等）

■ 登録支援機関の届出 ※違反の場合、指導や登録の取消しの対象

【随時の届出】

- ・登録の申請事項の変更の届出
- ・支援業務の休廃止の届出

【定期の届出】

- ・支援業務の実施状況等に関する届出（例：特定技能外国人の氏名等、受入れ機関の名称等、特定技能外国人からの相談内容及び対応状況等）

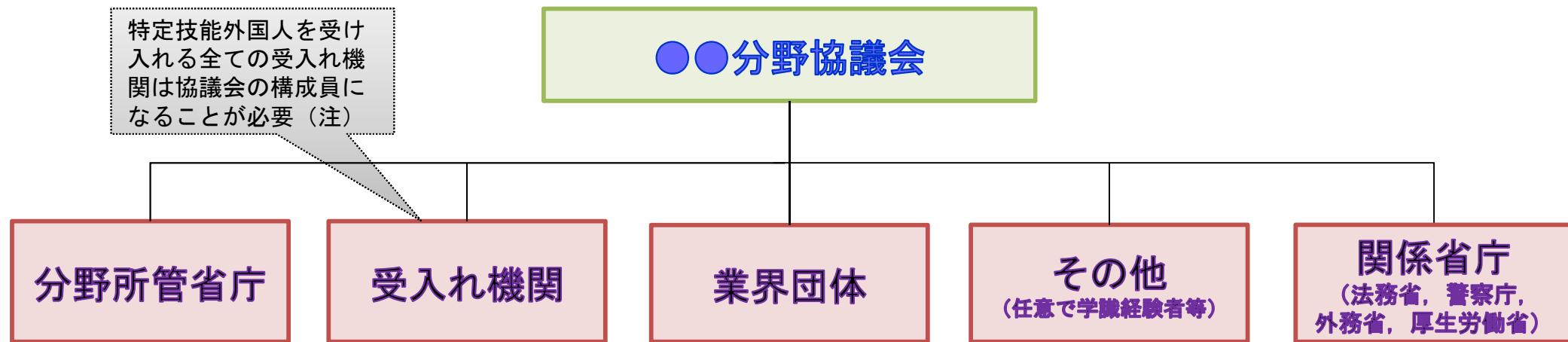
【定期届出】※受入れ機関、登録支援機関ともに
○四半期ごとに翌四半期の初日から14日以内に届出
①第1四半期：1月1日から3月31日まで
②第2四半期：4月1日から6月30日まで
③第3四半期：7月1日から9月30日まで
④第4四半期：10月1日から12月31日まで



ポイント

- 制度の適切な運用を図るため、特定産業分野ごとに分野所管省庁が協議会を設置する。
- 協議会においては、構成員の連携の緊密化を図り、各地域の事業者が必要な特定技能外国人を受け入れられるよう、制度や情報の周知、法令遵守の啓発のほか、地域ごとの人手不足の状況を把握し、必要な対応等を行う。

イメージ



活動内容

- 特定技能外国人の受け入れに係る制度の趣旨や優良事例の周知
- 特定技能所属機関等に対する法令遵守の啓発
- 就業構造の変化や経済情勢の変化に関する情報の把握・分析
- 地域別の人手不足の状況の把握・分析
- 人手不足状況、受け入れ状況等を踏まえた大都市圏等への集中回避に係る対応策の検討・調整（特定地域への過度な集中が認められる場合の構成員に対する必要な要請等を含む）
- 受入れの円滑かつ適正な実施のために必要なその他の情報・課題等の共有・協議等 等

（注）建設分野においては、受入れ機関は建設業者団体が共同で設置する法人に所属することが求められ、当該法人が協議会構成員となる。



【特例措置の概要】

「特定技能」の新設に伴い、当面の間、「特定技能1号」に変更予定の一定の外国人に「**特定活動**」(就労可)を付与

【特例措置の趣旨】

2019年4月1日に改正入管法が施行されたところ、「技能実習2号」修了者(建設特例・造船特例による「特定活動」で在留中の者も含む。)は、「特定技能1号」の技能試験・日本語試験の合格を免除されるため、登録支援機関の登録手続等の「特定技能1号」への変更準備に必要な期間の在留資格を措置する。

【特例措置の内容】

○ 対象者

「技能実習2号」で在留した経歴を有し、現に「技能実習2号」、「技能実習3号」、「特定活動」(外国人建設就労者又は造船就労者として活動している者)のいずれかにより在留中の外国人のうち、2019年9月末までに在留期間が満了する者

○ 許可する在留資格・在留期間: 「**特定活動(就労可)**」、4月(原則として更新不可)

○ 許可するための要件(以下のいずれも満たすことが必要)

- ① 従前と同じ事業者で就労するために「特定技能1号」へ変更予定であること
- ② 従前と同じ事業者で従前の在留資格で従事した業務と同種の業務に従事する雇用契約が締結されていること
- ③ 従前の在留資格で在留中の報酬と同等額以上の報酬を受けること
- ④ 登録支援機関となる予定の機関の登録が未了であるなど、「特定技能1号」への移行に時間を要することに理由があること
- ⑤ 「技能実習2号」で1年10か月以上在留し、かつ、修得した技能の職種・作業が「特定技能1号」で従事する**特定産業分野の業務区分の技能試験・日本語試験の合格免除**に対応するものであること
- ⑥ 受入れ機関が、労働、社会保険及び租税に関する法令を遵守していること
- ⑦ 受入れ機関が、欠格事由(前科、暴力団関係、不正行為等)に該当しないこと
- ⑧ 受入れ機関又は支援委託予定先が、外国人が十分理解できる言語で支援を実施できること

【想定される手続の流れ】

2019年9月末日までに従前の在留期間が満了予定

⇒ 就労継続を希望する場合、「**特定活動**」への変更許可申請 ⇒ 変更許可(在留期間4月)

⇒ 準備でき次第、「**特定活動**」から、「**特定技能1号**」への変更許可申請

⇒ 所定の基準に適合すれば、「**特定技能1号**」への変更許可 (※ 「**特定活動**」で在留した期間は、特定技能1号の上限5年に算入)

基本方針・分野別運用方針・主務省令等について

特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針の概要

特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るために定める特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針（改正出入国管理及び難民認定法第2条の3）

1 制度の意義に関する事項

中小・小規模事業者をはじめとした深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れていく仕組みを構築

2 外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野に関する事項

➤特定技能外国人を受け入れる分野

生産性向上や国内人材確保のための取組を行ってもなお、人材を確保することが困難な状況にあるため、外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野（特定産業分野）

➤人材が不足している地域の状況に配慮

大都市圏その他の特定地域に過度に集中して就労することとならないよう、必要な措置を講じるよう努める

➤受入れ見込み数 分野別運用方針に向こう5年間の受入れ見込み数を記載

3 求められる人材に関する事項

(※) 分野所管行政機関が定める試験等で確認

	特定技能1号	特定技能2号
技能水準	相当程度の知識又は経験を必要とする技能(※)	熟練した技能(※)
日本語能力水準	ある程度日常会話ができる、生活に支障がない程度を基本とし、業務上必要な日本語能力(※)	-
在留期間	通算で5年を上限	在留期間の更新が必要
家族の帯同	基本的に不可	可能

4 関係行政機関の事務の調整に関する基本的な事項

➤国内における取組等 法務省、厚生労働省等の関係機関の連携強化による悪質な仲介事業者（ブローカー）等の排除の徹底

➤国外における取組等 保証金を徴収するなどの悪質な仲介事業者等の介在防止のため、二国間取決めなどの政府間文書の作成等、必要な方策を講じる

➤人手不足状況の変化等への対応

○分野所管行政機関の長は、特定産業分野における人手不足の状況について継続的に把握。人手不足状況に変化が生じたと認められる場合には、制度関係機関及び分野所管行政機関は今後の受入れ方針等について協議。必要に応じて関係閣僚会議において、分野別運用方針の見直し、在留資格認定証明書の交付の停止又は特定産業分野を定める省令から当該分野の削除の措置を検討

○向こう5年間の受入れ見込み数は、大きな経済情勢の変化が生じない限り、本制度に基づく外国人受入れの上限として運用

➤治安上の問題が生じた場合の対応

特定技能外国人の受入れにより、行方不明者の発生や治安上の問題が生じないよう、制度関係機関及び分野所管行政機関は、情報の連携及び把握に努めるとともに、必要な措置を講じる

5 制度の運用に関する重要事項

➤1号特定技能外国人に対する支援

生活オリエンテーション、生活のための日本語習得の支援、外国人からの相談・苦情対応、外国人と日本人との交流の促進に係る支援
転職する際にハローワークを利用する場合には、ハローワークは希望条件、技能水準、日本語能力等を把握し適切に職業相談・紹介を実施

➤雇用形態 フルタイムとした上で、原則として直接雇用。特段の事情がある場合、例外的に派遣を認めるが、分野別運用方針に明記

➤基本方針の見直し 改正法施行後2年を目途として検討を加え、必要があれば見直し

分野別方針について(14分野)

	分野	人手不足状況	人材基準		その他重要事項		
		受入れ見込数 (5年間の最大 値)(注)	技能 試験	日本語 試験	従事する業務	雇用 形態	受入れ機関に対して特に課す条件
厚 労 省	介護	60,000人	介護技能 評価試験(仮) 等	日本語 能力判定 テスト(仮) 等 (上記に加 えて) 介護日本 語評価試 験(仮)等	・身体介護等(利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等)のほか、これに付随する支援業務(レクリエーションの実施、機能訓練の補助等) (注)訪問系サービスは対象外 [1試験区分]	直接	・厚労省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・厚労省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・事業所単位での受入れ人数枠の設定
	ビルクリー ニング	37,000人	ビルクリー ニング分野特 定技能 1号評価試 験	日本語 能力判定 テスト(仮) 等	・建築物内部の清掃 [1試験区分]	直接	・厚労省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・厚労省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・「建築物清掃業」又は「建築物環境衛生総合管理業」の登録を受けていること
経 産 省	素形材 産業	21,500人	製造分野 特定技能 1号評価試験 (仮)	日本語 能力判定 テスト(仮) 等	・鋳造 ・鍛造 ・ダイカスト ・機械加工 ・金属プレス加工 ・工場板金 ・めっき ・アルミニウム 陽極酸化処理 ・仕上げ ・機械検査 ・機械保全 ・塗装 ・溶接 [13試験区分]	直接	・経産省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・経産省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと
	産業機械 製造業	5,250人	製造分野 特定技能 1号評価試験 (仮)	日本語 能力判定 テスト(仮) 等	・鋳造 ・鍛造 ・ダイカスト ・機械加工 ・塗装 ・鉄工 ・工場板金 ・めっき ・仕上げ ・機械検査 ・機械保全 ・工業包装 ・電子機器組立て ・電気機器組立て ・プリント配線板製造 ・プラスチック成形 ・金属プレス加工 ・溶接 [18試験区分]	直接	・経産省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・経産省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと
	電気・電子 情報 関連産業	4,700人	製造分野 特定技能 1号評価試験 (仮)	日本語 能力判定 テスト(仮) 等	・機械加工 ・金属プレス加工 ・工場板金 ・めっき ・仕上げ ・機械保全 ・電子機器組立て ・電気機器組立て ・プリント配線板製造 ・プラスチック成形 ・塗装 ・溶接 ・工業包装 [13試験区分]	直接	・経産省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・経産省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと

分野別方針について(14分野)

分野	人手不足状況	人材基準		その他重要事項			
	受入れ見込数 (5年間の最大 値)(注)	技能 試験	日本語 試験	従事する業務	雇用 形態	受入れ機関に対して特に課す条件	
国 交 省	建設 40,000人	建設分野 特定技能 1号評価試験 (仮)等	日本語 能力判定 テスト(仮) 等	<ul style="list-style-type: none"> ・型枠施工 ・左官 ・コンクリート圧送 ・トンネル推進工 ・建設機械施工 ・土工 ・屋根ふき ・電気通信 ・鉄筋施工 ・鉄筋継手 ・内装仕上げ ／表装 <p style="text-align: center;">[11試験区分]</p>	直接	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人の受入れに関する建設業者団体に所属すること ・国交省が行う調査又は指導に対し、必要な協力をすること ・建設業法の許可を受けていること ・日本人と同等以上の報酬を安定的に支払い、技能習熟に応じて昇給を行う契約を締結していること ・雇用契約に係る重要事項について、母国語で書面を交付して説明すること ・受入れ建設企業単位での受入れ人数枠の設定 ・報酬等を記載した「建設特定技能受入計画」について、国交省の認定を受けること ・国交省等により、認定を受けた「建設特定技能受入計画」を適正に履行していることの確認を受けること ・特定技能外国人を建設キャリアアップシステムに登録すること等 	
	造船・ 船用工 業	造船・船用工 業分野 特定技能 1号試験(仮) 等	日本語 能力判定 テスト(仮) 等	<ul style="list-style-type: none"> ・溶接 ・塗装 ・鉄工 ・仕上げ ・機械加工 ・電気機器組立て <p style="text-align: center;">[6試験区分]</p>	直接	<ul style="list-style-type: none"> ・国交省が組織する協議会に参加し、必要な協力をすること ・国交省が行う調査又は指導に対し、必要な協力をすること ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、上記条件を満たす登録支援機関に委託すること 	
	自動車 整備	自動車整備 特定技能評 価試験(仮) 等	日本語 能力判定 テスト(仮) 等	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車の日常点検整備、定期点検整備、分解整備 <p style="text-align: center;">[1試験区分]</p>	直接	<ul style="list-style-type: none"> ・国交省が組織する協議会に参加し、必要な協力をすること ・国交省が行う調査又は指導に対し、必要な協力をすること ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、上記条件等を満たす登録支援機関に委託すること ・道路運送車両法に基づく認証を受けた事業場であること 	
	航空	航空分野技 能評価試験 (空港グランド ハンドリング 又は航空機 整備)(仮)	日本語 能力判定 テスト(仮) 等	<ul style="list-style-type: none"> ・空港グランドハンドリング(地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務等) ・航空機整備(機体、装備品等の整備業務等) <p style="text-align: center;">[2試験区分]</p>	直接	<ul style="list-style-type: none"> ・国交省が組織する協議会に参加し、必要な協力をすること ・国交省が行う調査又は指導に対し、必要な協力をすること ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、上記条件を満たす登録支援機関に委託すること ・空港管理規則に基づく構内営業承認等を受けた事業者又は航空法に基づく航空機整備等に係る認定事業場等であること 	
	宿泊	宿泊業 技能測定 試験(仮)	日本語 能力判定 テスト(仮) 等	<ul style="list-style-type: none"> ・フロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊 サービスの提供 <p style="text-align: center;">[1試験区分]</p>	直接	<ul style="list-style-type: none"> ・国交省が組織する協議会に参加し、必要な協力をすること ・国交省が行う調査又は指導に対し、必要な協力をすること ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、上記条件を満たす登録支援機関に委託すること ・「旅館・ホテル営業」の許可を受けた者であること ・風俗営業関連の施設に該当しないこと ・風俗営業関連の接待を行わせないこと 	

分野別方針について(14分野)

	分野	人手不足状況	人材基準		その他重要事項		
		受入れ見込数 (5年間の最大 値)(注)	技能 試験	日本語 試験	従事する業務	雇用 形態	
農 水 省	農業	36,500人	農業技能 測定試験(耕 種農業全般 又は畜産農 業全般)(仮)	日本語 能力判定 テスト(仮) 等	・耕種農業全般(栽培管理, 農産物の集出荷・選別等) ・畜産農業全般(飼養管理, 畜産物の集出荷・選別等) 〔2試験区分〕	直接 派遣	・農水省が組織する協議会に参加し, 必要な協力を行うこと ・農水省が行う調査又は指導に対し, 必要な協力を行うこと ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては, 協議会 に対し必要な協力をうる登録支援機関に委託すること ・労働者を一定期間以上雇用した経験がある農業経営体であること
	漁業	9,000人	漁業技能 測定試験(漁 業又は養殖 業)(仮)	日本語 能力判定 テスト(仮) 等	・漁業(漁具の製作・補修, 水産動植物の探索, 漁具・漁労 機械の操作, 水産動植物の採捕, 漁獲物の処理・保蔵, 安 全衛生の確保等) ・養殖業(養殖資材の製作・補修・管理, 養殖水産動植物 の育成管理・収穫(穫)・処理, 安全衛生の確保等) 〔2試験区分〕	直接 派遣	・農水省が組織する協議会に参加し, 必要な協力を行うこと ・農水省が行う調査又は指導に対し, 必要な協力を行うこと ・農水省が組織する協議会において協議が調った措置を講じること ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては, 分野固 有の基準に適合している登録支援機関に限ること
	飲食料品 製造業	34,000人	飲食料品 製造業 技能測定 試験(仮)	日本語 能力判定 テスト(仮) 等	・飲食料品製造業全般(飲食料品(酒類を除く)の製造・加 工, 安全衛生) 〔1試験区分〕	直接	・農水省が組織する協議会に参加し, 必要な協力を行うこと ・農水省が行う調査又は指導に対し, 必要な協力を行うこと
	外食業	53,000人	外食業 技能測定 試験(仮)	日本語 能力判定 テスト(仮) 等	・外食業全般(飲食物調理, 接客, 店舗管理) 〔1試験区分〕	直接	・農水省が組織する協議会に参加し, 必要な協力を行うこと ・農水省が行う調査又は指導に対し, 必要な協力を行うこと ・風俗営業関連の営業所に就労させないこと ・風俗営業関連の接待を行わせないこと

(注)14分野の受入れ見込数(5年間の最大値)の合計:345,150人

新たな外国人材受入れに関する政省令の骨子

1 新たに設けた省令(2省令)

① 特定技能基準省令

- 受入れ機関が外国人と結ぶ雇用契約が満たすべき基準
 - ・ 報酬額が日本人が従事する場合の額と同等以上であること
 - ・ 一時帰国を希望した場合、休暇を取得させるものとしていること
 - ・ 外国人が帰国情費を負担できないときは、受入れ機関が負担するとともに契約終了後の出国が円滑になされる措置を講ずることとしていることなど
- 受入れ機関自体が満たすべき基準
 - ・ 労働、社会保険及び租税に関する法令を遵守していること
 - ・ 1年内に特定技能外国人と同種の業務に従事する労働者を非自発的に離職させていないこと
 - ・ 1年内に受入れ機関の責めに帰すべき事由により行方不明者を発生させていないこと
 - ・ 欠格事由(5年以内に出入国・労働法令違反がない等)に該当しないこと
 - ・ 報酬を預貯金口座への振込等により支払うこと
 - ・ 中長期在留者の受入れ又は管理を適正に行行った実績があり、かつ、役職員の中から、支援責任者及び支援担当者を選任していること(兼任可)等(*)
 - ・ 外国人が十分理解できる言語で支援を実施することができる体制を有していること(*)
 - ・ 支援責任者等が欠格事由に該当しないこと(*)など
- (注)上記のうち*を付した基準は、登録支援機関に支援を全部委託する場合には不要
- 支援計画が満たすべき基準
 - ※ 基本方針記載の支援の内容を規定

② 分野省令

- 受入れ分野、技能水準
 - ※分野別運用方針を反映させた形で規定

(注) 新たな外国人材受入れに関する政令としては、登録支援機関の登録手数料額(登録時2万8,400円、更新時1万1,100円)、登録支援機関の登録拒否事由に関する規定の整備

2 既存の省令の改正(2省令)

① 上陸基準省令

- 外国人本人に関する基準
 - ・ 18歳以上であること
 - ・ 健康状態が良好であること
 - ・ 保証金の徴収等をされていないこと
 - ・ 送出し国で遵守すべき手続が定められている場合は、その手続を経てのこと
 - ・ 特定技能1号:必要な技能水準及び日本語能力水準
(注) 技能実習2号を良好に修了している者は試験を免除
 - ・ 特定技能2号:必要な技能水準

② 出入国管理及び難民認定法施行規則

- 登録支援機関の登録に関する規定等
 - ・ 支援責任者及び支援担当者が選任されていること(兼任可)
 - ・ 中長期在留者の受入れ又は管理を適正に行行った実績があること等
 - ・ 外国人が十分理解できる言語で支援を実施することができる体制を有していることなど
- 受入れ機関の届出事項等
- その他
 - ・ 特定技能1号の在留期間は通算で5年
 - ・ 1回当たりの在留期間(更新可能)は、
 特定技能1号 1年、6か月又は4か月
 特定技能2号 3年、1年又は6か月 など

〈法第7条第1項第2号、上陸基準省令〉

■ 特定技能1号、特定技能2号に共通の基準

- ① 18歳以上であること
- ② 健康状態が良好であること
- ③ 退去強制の円滑な執行に協力する外国政府が発行した旅券を所持していること
- ④ 保証金の徴収等をされていないこと
- ⑤ 外国の機関に費用を支払っている場合は、額・内訳を十分に理解して機関との間で合意していること
- ⑥ 送出し国で遵守すべき手続が定められている場合は、その手続を経ていること
- ⑦ 食費、居住費等外国人が定期に負担する費用について、その対価として供与される利益の内容を十分に理解した上で合意しており、かつ、その費用の額が実費相当額その他の適正な額であり、明細書その他の書面が提示されること
- ⑧ 分野に特有の基準に適合すること(※分野所管省庁の定める告示で規定)

■ 特定技能1号のみの基準

- ① 必要な技能及び日本語能力を有していることが、試験その他の評価方法により証明されていること(ただし、技能実習2号を良好に修了している者であり、かつ、技能実習において修得した技能が、従事しようとする業務において要する技能と関連性が認められる場合は、これに該当する必要がない)
- ② 特定技能1号での在留期間が通算して5年に達していないこと

■ 特定技能2号のみの基準

- ① 必要な技能を有していることが、試験その他の評価方法により証明されていること
- ② 技能実習生の場合は、技能の本国への移転に努めるものと認められること



〈法第2条の5第1項, 第2項, 特定技能基準省令第1条〉

■特定技能雇用契約が満たすべき基準

- ① 分野省令で定める技能を要する業務に従事させるものであること
- ② 所定労働時間が、同じ受入れ機関に雇用される通常の労働者の所定労働時間と同等であること
- ③ 報酬額が日本人が従事する場合の額と同等以上であること
- ④ 外国人であることを理由として、報酬の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇について、差別的な取扱いをしていないこと
- ⑤ 一時帰国を希望した場合、休暇を取得させるものとしていること
- ⑥ 労働者派遣の対象とする場合は、派遣先や派遣期間が定められていること
- ⑦ 外国人が帰国情費を負担できないときは、受入れ機関が負担するとともに契約終了後の出国が円滑になれるよう必要な措置を講ずることとしていること
- ⑧ 受入れ機関が外国人の健康の状況その他の生活の状況を把握するために必要な措置を講ずることとしていること
- ⑨ 分野に特有の基準に適合すること(※分野所管省庁の定める告示で規定)



〈法第2条の5第3項, 第4項, 特定技能基準省令第2条第1項〉

■受入れ機関自身が満たすべき基準

- ① 労働, 社会保険及び租税に関する法令を遵守していること
- ② 1年以内に特定技能外国人と同種の業務に従事する労働者を非自発的に離職させていないこと
- ③ 1年以内に受入れ機関の責めに帰すべき事由により行方不明者を発生させていないこと
- ④ 欠格事由(5年以内に出入国・労働法令違反がないこと等)に該当しないこと
- ⑤ 特定技能外国人の活動内容に係る文書を作成し, 雇用契約終了日から1年以上備えて置くこと
- ⑥ 外国人等が保証金の徴収等をされていることを受入れ機関が認識して雇用契約を締結していないこと
- ⑦ 受入れ機関が違約金を定める契約等を締結していないこと
- ⑧ 支援に要する費用を, 直接又は間接に外国人に負担させないこと
- ⑨ 労働者派遣の場合は, 派遣元が当該分野に係る業務を行っている者などで, 適当と認められる者であるほか, 派遣先が①～④の基準に適合すること
- ⑩ 労災保険関係の成立の届出等の措置を講じていること
- ⑪ 雇用契約を継続して履行する体制が適切に整備されていること
- ⑫ 報酬を預貯金口座への振込等により支払うこと
- ⑬ 分野に特有の基準に適合すること(※分野所管省庁の定める告示で規定)

〈法第2条の5第3項、特定技能基準省令第2条第2項〉

■受入れ機関自身が満たすべき基準(支援体制関係)

※ 登録支援機関に支援を全部委託する場合には満たすものとみなされます。

① 以下のいずれかに該当すること

ア 過去2年間に中長期在留者(就労資格のみ。以下同じ。)の受け入れ又は管理を適正に行った実績があり、かつ、役職員の中から、支援責任者及び支援担当者(事業所ごとに1名以上。以下同じ。)を選任していること(支援責任者と支援担当者は兼任可。以下同じ)

イ 役職員で過去2年間に中長期在留者の生活相談等に従事した経験を有するものの中から、支援責任者及び支援担当者を選任していること

ウ ア又はイと同程度に支援業務を適正に実施することができる者で、役職員の中から、支援責任者及び支援担当者を選任していること

② 外国人が十分理解できる言語で支援を実施することができる体制を有していること

③ 支援状況に係る文書を作成し、雇用契約終了日から1年以上備えて置くこと

④ 支援責任者及び支援担当者が、支援計画の中立な実施を行うことができ、かつ、欠格事由に該当しないこと

⑤ 5年以内に支援計画に基づく支援を怠ったことがないこと

⑥ 支援責任者又は支援担当者が、外国人及びその監督をする立場にある者と定期的な面談を実施することができる体制を有していること

⑦ 分野に特有の基準に適合すること(※分野所管省庁の定める告示で規定)



〈法第2条の5第6項, 第7項, 第8項, 特定技能基準省令第3条, 第4条〉

■支援計画が満たすべき基準

① 支援計画にア～オを記載すること

ア 支援の内容

- ・ 本邦入国前に、本邦で留意すべき事項に関する情報の提供を実施すること
- ・ 出入国しようとする飛行場等において外国人の送迎をすること
- ・ 賃貸借契約の保証人となることその他の適切な住居の確保に係る支援、預貯金口座の開設及び携帯電話の利用に関する契約その他の生活に必要な契約に係る支援をすること
- ・ 本邦入国後に、本邦での生活一般に関する事項等に関する情報の提供を実施すること
- ・ 外国人が届出等の手続を履行するに当たり、同行等をすること
- ・ 生活に必要な日本語を学習する機会を提供すること
- ・ 相談・苦情対応、助言、指導等を講じること
- ・ 外国人と日本人との交流の促進に係る支援をすること
- ・ 外国人の責めに帰すべき事由によらないで雇用契約を解除される場合において、新しい就職先で活動を行うことができるようにするための支援をすること
- ・ 支援責任者又は支援担当者が外国人及びその監督をする立場にある者と定期的な面談を実施し、労働関係法令違反等の問題の発生を知ったときは、その旨を関係行政機関に通報すること

イ 登録支援機関に支援を全部委託する場合は、委託契約の内容等

ウ 登録支援機関以外に委託する場合は、委託先や委託契約の内容

エ 支援責任者及び支援担当者の氏名及び役職名

オ 分野に特有の事項

② 支援計画は、日本語及び外国人が十分理解できる言語により作成し、外国人にその写しを交付しなければならないこと

③ 支援の内容が、外国人の適正な在留に資するものであって、かつ、受け入れ機関等において適切に実施することができるものであること

④ 本邦入国前の情報の提供の実施は、対面又はテレビ電話装置等により実施されること

⑤ 情報の提供の実施、相談・苦情対応等の支援が、外国人が十分理解できる言語で実施されること

⑥ 支援の一部を他者に委託する場合にあっては、委託の範囲が明示されていること

⑦ 分野に特有の基準に適合すること(※分野所管省庁の定める告示で規定)



〈法第19条の26, 施行令第5条, 施行規則第19条の20, 第19条の21〉

■登録支援機関の登録拒否事由

※ 次に掲げる登録拒否事由に該当しなければ、法人のみならず個人であっても登録が認められます。

- ① 関係法律による刑罰に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ② 心身の故障により支援業務を適正に行うことができない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者等
- ③ 登録支援機関としての登録を取り消された日から5年を経過しない者(取り消された法人の役員であった者を含む)
- ④ 登録の申請の日前5年以内に出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者
- ⑤ 暴力団員等暴力団排除の観点から定める事由に該当する者
- ⑥ 受入れ機関や技能実習制度における実習実施者等であった場合において、過去1年間に自らの責めに帰すべき事由により行方不明者を発生させている者
- ⑦ 支援責任者及び支援担当者が選任されていない者(支援責任者と支援担当者との兼任は可)
- ⑧ 次のいずれにも該当しない者
 - ア 過去2年間に中長期在留者の受入れ又は管理を適正に行った実績がある者であること
 - イ 過去2年間に報酬を得る目的で業として本邦在留外国人に関する各種相談業務に従事した経験を有する者であること
 - ウ 支援責任者及び支援担当者が過去5年間に2年以上中長期在留者の生活相談業務に従事した一定の経験を有する者であること
 - エ ア～ウと同程度に支援業務を適正に実施することができる者であること
- ⑨ 外国人が十分理解できる言語による情報提供・相談等の支援を実施することができる体制を有していない者
- ⑩ 支援業務の実施状況に係る文書を作成し、雇用契約終了日から1年以上備え置かない者
- ⑪ 支援責任者又は支援担当者が一定の前科がある等の欠格事由に該当する者
- ⑫ 支援に要する費用を、直接又は間接に外国人に負担させる者
- ⑬ 支援委託契約を締結するに当たり、受入れ機関に対し、支援に要する費用の額及び内訳を示さない者

参考資料

・外国人材の受入れ体制	①
・在留資格一覧表	②
・技能実習と特定技能の制度比較(概要)	③
・技能実習2号移行対象職種と特定技能1号における分野との関係について	④
・特定技能1号における分野と技能実習2号移行対象職種との関係について	⑤
・在留資格「特定技能」についての問合せ先	⑥
・外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の主な施策	⑦
・地方で就労することのメリット	⑧
・優良事例(建設、造船、農業)	⑨



外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策

～外国人を適正に受け入れ、共生社会の実現を図ることにより、日本人と外国人が安心して安全に暮らせる社会の実現(126施策、211億円)～

外国人との共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動等

外国人材の適正・円滑な受入れの推進に向けた取組

生活者としての外国人に対する支援

新たな在留管理体制の構築

技能実習法

出入国管理及び難民認定法



短期滞在者（観光客等）



留学生等



日本人の配偶者等



就労資格外外国人
(専門的・技術的分野)

- 政府基本方針
- 分野別運用方針
(14分野)



特定技能外国人

新設



技能実習生

在留資格一覧表



出入国在留管理庁

Immigration Services Agency of Japan

就労が認められる在留資格（活動制限あり）

在留資格	該当例
外交	外国政府の大使、公使等及びその家族
公用	外国政府等の公務に従事する者及びその家族
教授	大学教授等
芸術	作曲家、画家、作家等
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者、管理者等
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師等
研究	政府関係機関や企業等の研究者等
教育	高等学校、中学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者等、通訳、デザイナー、語学講師等
企業内転勤	外国の事務所からの転勤者
介護	介護福祉士
興行	俳優、歌手、プロスポーツ選手等
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者等
特定技能（注1）	特定産業分野（注2）の各業務従事者
技能実習	技能実習生

(注1) 平成31年4月1日から

(注2) 介護、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関係産業、建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業
(平成30年12月25日閣議決定)

身分・地位に基づく在留資格（活動制限なし）

在留資格	該当例
永住者	永住許可を受けた者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・実子・特別養子
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者、我が国で出生し引き続き在留している実子
定住者	日系3世、外国人配偶者の連れ子等

就労の可否は指定される活動によるもの

在留資格	該当例
特定活動	外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー等

就労が認められない在留資格（※）

在留資格	該当例
文化活動	日本文化の研究者等
短期滞在	観光客、会議参加者等
留学	大学、専門学校、日本語学校等の学生
研修	研修生
家族滞在	就労資格等で在留する外国人の配偶者、子

※ 資格外活動許可を受けた場合は、一定の範囲内で就労が認められる。

技能実習と特定技能の制度比較（概要）



出入国在留管理庁
Immigration Services Agency of Japan

	技能実習(団体監理型)	特定技能(1号)
関係法令	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律／出入国管理及び難民認定法	出入国管理及び難民認定法
在留資格	在留資格「技能実習」	在留資格「特定技能」
在留期間	技能実習1号：1年以内、技能実習2号：2年以内、 技能実習3号：2年以内（合計で最長5年）	通算5年
外国人の技能水準	なし	相当程度の知識又は経験が必要
入国時の試験	なし (介護職種のみ入国時N4レベルの日本語能力要件あり)	技能水準、日本語能力水準を試験等で確認 (技能実習2号を良好に修了した者は試験等免除)
送出機関	外国政府の推薦又は認定を受けた機関	なし
監理団体	あり (非営利の事業協同組合等が実習実施者への監査その他の監理事業を行う。主務大臣による許可制)	なし
支援機関	なし	あり (個人又は団体が受入れ機関からの委託を受けて特定技能外国人に住居の確保その他の支援を行う。出入国在留管理庁による登録制)
外国人と受入れ機関のマッチング	通常監理団体と送出機関を通して行われる	受入れ機関が直接海外で採用活動を行い又は国内外のあっせん機関等を通じて採用することが可能
受入れ機関の人数枠	常勤職員の総数に応じた人数枠あり	人数枠なし(介護分野、建設分野を除く)
活動内容	技能実習計画に基づいて、講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する活動(1号) 技能実習計画に基づいて技能等を要する業務に従事する活動(2号、3号) (非専門的・技術的分野)	相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動 (専門的・技術的分野)
転籍・転職	原則不可。ただし、実習実施者の倒産等やむを得ない場合や、2号から3号への移行時は転籍可能	同一の業務区分内又は試験によりその技能水準の共通性が確認されている業務区分間において転職可能

技能実習2号移行対象職種と特定技能1号における分野(業務区分)との関係について(1／4)

1 農業関係(2職種6作業)

職種名	作業名	分野(業務区分)
耕種農業	施設園芸	農業(耕種農業全般)
	畑作・野菜	
	果樹	
畜産農業	養豚	農業(畜産農業全般)
	養鶏	
	酪農	

2 漁業関係(2職種9作業)

職種名	作業名	分野(業務区分)
漁船漁業	かつお一本釣り漁業	漁業(漁業)
	延縄漁業	
	いか釣り漁業	
	まき網漁業	
	ひき網漁業	
	刺し網漁業	
	定置網漁業	
	かに・えびいかご漁業	
養殖業	ほたてがい・まがき養殖	漁業(養殖業)

3 建設関係(22職種33作業)

職種名	作業名	分野(業務区分)
さく井	パーカッション式さく井工事	
	ロータリー式さく井工事	
	ダクト板金	
	内外装板金	
	冷凍空気調和機器施工	
	建具製作	
	建築大工	
	型枠施工	
	鉄筋施工	
	とび	
石材施工	石材加工	
	石張り	
	タイル張り	
	かわらぶき	
左官	かわらぶき	建設(屋根ふき)
配管	左官	建設(左官)
	建築配管	
熱絶縁施工	プラント配管	
	内装仕上げ施工	
	保温保冷工事	
	プラチック系床仕上げ工事	建設(内装仕上げ)
	カーペット系床上げ工事	
防水施工	鋼製下地工事	
	ボード仕上げ工事	
	カーテン工事	
	サッシ施工	
	ビル用サッシ施工	
コンクリート圧送施工	防水施工	
	シーリング防水工事	
ウエルポイント施工	コンクリート圧送工事	建設(コンクリート圧送)
表装	ウエルポイント工事	
建設機械施工	壁装	建設(表装)
	押土・整地	
	積込み	
	掘削	
	締固め	
築炉	築炉	

技能実習2号移行対象職種と特定技能1号における分野(業務区分)との関係について(2／4)

4 食品製造関係(11職種16作業)

職種名	作業名	分野(業務区分)
缶詰巻締	缶詰巻締	
食鳥処理加工業	食鳥処理加工	
加熱性水産加工 食品製造業	節類製造 加熱乾製品製造 調味加工品製造 くん製品製造	飲食料品製造業全般 (飲食料品製造業全般(飲食料品(酒類を除く。)の製造・加工・安全衛生))
非加熱性水産加工 食品製造業	塩蔵品製造 乾製品製造 発酵食品製造	
水産練り製品製造	かまぼこ製品製造	
牛豚食肉処理加工業	牛豚部分肉製造	
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造	
パン製造	パン製造	
そう菜製造業	そう菜加工	
農産物漬物製造業	農産物漬物製造	
医療・福祉施設給食製造	医療・福祉施設給食製造	外食業

5 繊維・衣服関係(13職種22作業)

職種名	作業名	分野(業務区分)
紡績運転	前紡工程 静紡工程	
	巻糸工程	
	合ねん糸工程	
織布運転	準備工程 製織工程	
	仕上工程	
染色	糸浸染 織物・ニット浸染	
ニット製品製造	靴下製造 丸編みニット製造	
たて編ニット生地製造	たて編ニット生地製造	
婦人子供服製造	婦人子供既製服縫製	
紳士服製造	紳士既製服製造	
下着類製造	下着類製造	
寝具製作	寝具製作	
カーペット製造	織じゅうたん製造 タフテッドカーペット製造 ニードルパンチカーペット製造	
帆布製品製造	帆布製品製造	
布はく縫製	ワイヤツ製造	
座席シート縫製	自動車シート縫製	

技能実習2号移行対象職種と特定技能1号における分野(業務区分)との関係について(3／4)

6 機械・金属関係(15職種29作業)

職種名	作業名	分野(業務区分)		
鋳造	鋳鉄鑄物鋳造	素形材産業 (鋳造)	産業機械製造業 (鋳造)	
	非鉄金属鑄物鋳造			
鍛造	ハンマ型鍛造	素形材産業 (鍛造)	産業機械製造業 (鍛造)	
	プレス型鍛造			
ダイカスト	ホットチャンバダイカスト	素形材産業 (ダイカスト)	産業機械製造業 (ダイカスト)	
	コールドチャンバダイカスト			
機械加工	普通旋盤	素形材産業 (機械加工)	産業機械製造業 (機械加工)	造船・舶用工業 (機械加工)
	フライス盤			
	数値制御旋盤			
	マシニングセンタ			
金属プレス加工	金属プレス	素形材産業 (金属プレス加工)	産業機械製造業 (金属プレス加工)	電気・電子情報関連産業 (金属プレス加工)
鉄工	構造物鉄工		産業機械製造業 (鉄工)	
工場板金	機械板金	素形材産業 (工場板金)	産業機械製造業 (工場板金)	電気・電子情報関連産業 (工場板金)
めつき	電気めつき	素形材産業 (めつき)	産業機械製造業 (めつき)	電気・電子情報関連産業 (めつき)
	溶融亜鉛めつき			
アルミニウム陽極酸化処理	陽極酸化処理	素形材産業(アルミニウム)		
仕上げ	治工具仕上げ	素形材産業 (仕上げ)	産業機械製造業 (仕上げ)	造船・舶用工業 (仕上げ)
	金型仕上げ			
	機械組立仕上げ			
機械検査	機械検査	素形材産業 (機械検査)	産業機械製造業 (機械検査)	
機械保全	機械系保全	素形材産業 (機械保全)	産業機械製造業 (機械保全)	電気・電子情報関連産業 (機械保全)
電子機器組立て	電子機器組立て		産業機械製造業 (電子機器組立て)	電気・電子情報関連産業 (電子機器組立て)
電気機器組立て	回転電機組立て	産業機械製造業 (電気機器組立て)	電気・電子情報関連産業 (電気機器組立て)	造船・舶用工業 (電気機器組立て)
	変圧器組立て			
	配電盤・制御盤組立て			
	開閉制御器具組立て			
	回転電機巻線製作			
プリント配線板製造	プリント配線板設計	産業機械製造業 (プリント配線板製造)	電気・電子情報関連産業 (プリント配線板製造)	
	プリント配線板製造			

技能実習2号移行対象職種と特定技能1号における分野(業務区分)との関係について(4／4)

7 その他(14職種26作業)

職種名	作業名	分野(業務区分)		
家具製作	家具手加工			
印刷	オフセット印刷			
製本	製本			
プラスチック成形	圧縮成形	産業機械製造業 (プラスチック成形)	電気・電子情報関連産業 (プラスチック成形)	
	射出成形			
	インフレーション成形			
	ブロー成形			
強化プラスチック成形	手積み積層成形			
塗装	建築塗装	素形材産業 (塗装)	産業機械製造業 (塗装)	造船・船用工業(塗装)
	金属塗装			
	鋼橋塗装			
	噴霧塗装			
溶接	手溶接	素形材産業 (溶接)	産業機械製造業 (溶接)	造船・船用工業(溶接)
	半自動溶接			
工業包装	工業包装		産業機械製造業 (工業包装)	電気・電子情報関連産業 (工業包装)
紙器・段ボール箱製造	印刷箱打抜き			
	印刷箱製箱			
	貼箱製造			
	段ボール箱製造			
陶磁器工業製品製造	機械ろくろ成形			
	圧力鑄込み成形			
	パッド印刷			
自動車整備	自動車整備	自動車整備		
ビルクリーニング	ビルクリーニング	ビルクリーニング		
介護	介護	介護		
リネンサプライ	リネンサプライ仕上げ			

○ 社内検定型の職種・作業(1職種3作業)

職種名	作業名	分野(業務区分)
空港グランドハンドリング	航空機地上支援	航空(空港グランドハンドリング)
	航空貨物取扱	
	客室清掃	

特定技能1号における分野と技能実習2号移行対象職種との関係について

1 介護

職種名	作業名
介護	介護

(注)平成29年11月1日から対象職種に追加

2 ビルクリーニング

職種名	作業名
ビルクリーニング	ビルクリーニング

3 素形材産業

職種名	作業名
鋳造	鋳鉄鋳物鋳造 非鉄金属鋳物鋳造
鍛造	ハンマ型鍛造 プレス型鍛造
ダイカスト	ホットチャンバダイカスト コールドチャンバダイカスト
機械加工	普通旋盤 フライス盤 数値制御旋盤 マシニングセンタ
金属プレス加工	金属プレス
鉄工	構造物鉄工
工場板金	機械板金
めっき	電気めっき 溶融亜鉛めっき
仕上げ	治工具仕上げ 金型仕上げ 機械組立仕上げ
機械検査	機械検査
機械保全	機械系保全
電子機器組立て	電子機器組立て
電気機器組立て	回転電機組立て 変圧器組立て
プリント配線板 製造	配電盤・制御盤組立て 開閉制御器具組立て 回転電機巻線製作
プラスチック成形	プリント配線板設計 プリント配線板製造 圧縮成形 射出成形 インフレーション成形 ブロー成形
塗装	建築塗装 金属塗装 鋼橋塗装 噴霧塗装
溶接	手溶接 半自動溶接
工業包装	工業包装

4 産業機械製造業

職種名	作業名
鋳造	鋳鉄鋳物鋳造 非鉄金属鋳物鋳造
鍛造	ハンマ型鍛造 プレス型鍛造
ダイカスト	ホットチャンバダイカスト コールドチャンバダイカスト
機械加工	普通旋盤 フライス盤 数値制御旋盤 マシニングセンタ
金属プレス加工	金属プレス
鉄工	構造物鉄工
工場板金	機械板金
めっき	電気めっき 溶融亜鉛めっき
仕上げ	治工具仕上げ 金型仕上げ 機械組立仕上げ
機械検査	機械検査
機械保全	機械系保全
電子機器組立て	電子機器組立て
電気機器組立て	回転電機組立て 変圧器組立て
プリント配線板 製造	配電盤・制御盤組立て 開閉制御器具組立て 回転電機巻線製作
プラスチック成形	プリント配線板設計 プリント配線板製造 圧縮成形 射出成形 インフレーション成形 ブロー成形
塗装	建築塗装 金属塗装 鋼橋塗装 噴霧塗装
溶接	手溶接 半自動溶接
工業包装	工業包装

5 電気・電子情報関連産業

職種名	作業名
機械加工	普通旋盤 フライス盤 数値制御旋盤 マシニングセンタ
金属プレス加工	金属プレス
工場板金	機械板金
めっき	電気めっき 溶融亜鉛めっき
仕上げ	治工具仕上げ 金型仕上げ 機械組立仕上げ
機械保全	機械系保全
電子機器組立て	電子機器組立て
電気機器組立て	回転電機組立て 変圧器組立て
プリント配線板 製造	配電盤・制御盤組立て 開閉制御器具組立て 回転電機巻線製作
プラスチック成形	プリント配線板設計 プリント配線板製造 圧縮成形 射出成形 インフレーション成形 ブロー成形
塗装	建築塗装 金属塗装 鋼橋塗装 噴霧塗装
溶接	手溶接 半自動溶接
工業包装	工業包装

特定技能1号における分野と技能実習2号移行対象職種との関係について

6 建設

職種名	作業名
型枠施工	型枠工事作業
左官	左官作業
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事作業
建設機械施工	押土・整地作業 積込み作業 掘削作業 締固め作業
かわらぶき	かわらぶき作業
鉄筋施工	鉄筋組立て作業
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事作業 カーペット系床仕上げ工事作業 鋼製下地工事作業 ボード仕上げ工事作業 カーテン工事作業
表装	壁装作業

7 造船・舶用工業

職種名	作業名
溶接	手溶接 半自動溶接
塗装	金属塗装作業 噴霧塗装作業
鉄工	構造物鉄工作業
仕上げ	治工具仕上げ作業 金型仕上げ作業 機械組立仕上げ作業
機械加工	普通旋盤作業 数値制御旋盤作業 フライス盤作業 マシニングセンタ作業
電気機器組立て	回転電機組立て作業 変圧器組立て作業 配電盤・制御盤組立て作業 開閉制御器具組立て作業 回転電機巻線製作作業

8 自動車整備

職種名	作業名
自動車整備	自動車整備

9 航空

職種名	作業名
空港グランドハンドリング	航空機地上支援

10 宿泊

職種名	作業名

11 農業

職種名	作業名
耕種農業	施設園芸
	畑作・野菜
	果樹
畜産農業	養豚
	養鶏
	酪農

12 漁業

職種名	作業名
漁船漁業	かつお一本釣り漁業
	延縄漁業
	いか釣り漁業
	まき網漁業
	ひき網漁業
	刺し網漁業
	定置網漁業
	かに・えびかご漁業
	ほたてがい・まがき養殖
	養殖業

13 飲食料品製造業

職種名	作業名
缶詰巻締	缶詰巻締
食鳥処理加工業	食鳥処理加工
節類製造	節類製造
加熱性水産加工	加熱乾製品製造
食品製造業	調味加工品製造
	くん製品製造
非加熱性水産加工	塩蔵品製造
食品製造業	乾製品製造
	発酵食品製造
水産練り製品製造	かまぼこ製品製造
牛豚食肉処理加工業	牛豚部分肉製造
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造
パン製造	パン製造
そう菜製造業	そう菜加工
農産物漬物製造業	農産物漬物製造

14 外食業

職種名	作業名
医療・福祉施設給食製造	医療・福祉施設給食製造

(注)平成30年11月16日から対象職種に追加

在留資格「特定技能」についての問合せ先(法務省)

(制度全般、入国・在留手続、登録支援機関等について)

官署名	住所	連絡先
札幌出入国在留管理局	北海道札幌市中央区大通西12丁目 札幌第3合同庁舎 総務課	011-261-7502
仙台出入国在留管理局	宮城県仙台市宮城野区五輪1-3-20 仙台第2法務合同庁舎 総務課	022-256-6076
東京出入国在留管理局	東京都港区港南5-5-30 就労審査第三部門	03-5796-7173
横浜支局	神奈川県横浜市金沢区鳥浜町10-7 総務課	045-769-1720
名古屋出入国在留管理局	愛知県名古屋市港区正保町5-18 (受入・共生関係) 審査管理部門 (在留資格「特定技能」関係) 就労審査第二部門	審査管理部門 052-559-2112 就労審査第二部門 052-559-2110

[参考: 法務省ホームページ
「新たな外国人材受入れ(在留資格「特定技能」の創設)等」]
<http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/ny>

官署名	住所	連絡先
大阪出入国在留管理局	大阪府大阪市住之江区南港北1-29-53 総務課	06-4703-2100
神戸支局	兵庫県神戸市中央区海岸通29番地 神戸地方合同庁舎 総務課	078-391-6377(代)
広島出入国在留管理局	広島県広島市中区上八丁堀2-31 広島法務総合庁舎 就労・永住審査部門	082-221-4412(代)
高松出入国在留管理局	香川県高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎 総務課	087-822-5852
福岡出入国在留管理局	福岡県福岡市中央区舞鶴3-5-25 福岡第1法務総合庁舎 総務課	092-717-5420
那霸支局	沖縄県那覇市樋川1-15-15 那覇第一地方合同庁舎 審査部門	098-832-4186

在留資格「特定技能」についての問合せ先

(造船・船用工業分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
国土交通省海事局	東京都千代田区霞が関2-1-3 船舶産業課	TEL 03-5253-8634
北海道運輸局	北海道札幌市中央区大通西10 海事振興部旅客・船舶産業課	TEL 011-290-1012
東北運輸局	宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1 海事振興部海事産業課	TEL 022-791-7512
関東運輸局	神奈川県横浜市中区北仲通5-57 海事振興部船舶産業課	TEL 045-211-7223
北陸信越運輸局	新潟県新潟市中央区美咲町1-2-1 海事部海事産業課	TEL 025-285-9156
中部運輸局	愛知県名古屋市中区三の丸2-2-1 海事振興部船舶産業課	TEL 052-952-8020
近畿運輸局	大阪府大阪市中央区大手前4-1-76 海事振興部船舶産業課	TEL 06-6949-6425
神戸運輸監理部	兵庫県神戸市中央区波止場町1-1 海事振興部船舶産業課	TEL 078-321-3148
中国運輸局	広島県広島市中区上八丁堀6-30 海事振興部船舶産業課	TEL 082-228-3691
四国運輸局	香川県高松市サンポート3-33 海事振興部船舶産業課	TEL 087-802-6816
九州運輸局	福岡県福岡市博多区博多駅東2-11-1 海事振興部船舶産業課	TEL 092-472-3158
沖縄総合事務局	沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 運輸部船舶船員課	TEL 098-866-1838

(建設分野(続き))

官署名	住所・担当部署	連絡先
中国地方整備局	広島市中区八丁堀2-15 建設部計画・建設産業課	TEL 082-221-9231
四国地方整備局	高松市 サンポート3番33号 建設部計画・建設産業課	TEL 087-811-8314
九州地方整備局	福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号 建設部建設産業課	TEL 092-471-6331 (内線: 6147, 6142)
沖縄総合事務局	沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号 開発建設部建設産業・地方整備課	TEL 098-866-1910

(宿泊分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
国土交通省観光庁	東京都千代田区霞が関2-1-2 観光産業課観光人材政策室	TEL 03-5253-8367
北海道運輸局	北海道札幌市中央区大通西10丁目 観光部観光企画課	TEL 011-290-2700
東北運輸局	宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1番地 観光部観光企画課	TEL 022-791-7509
関東運輸局	神奈川県横浜市中区北仲通5-57 観光部観光企画課	TEL 045-211-1255
北陸信越運輸局	新潟県新潟市中央区美咲町1-2-1 観光部観光企画課	TEL 025-285-9181
中部運輸局	愛知県名古屋市中区三の丸2-2-1 観光部観光企画課	TEL 052-952-8045
近畿運輸局	大阪府大阪市中央区大手前4-1-76 観光部観光企画課	TEL 06-6949-6466
中国運輸局	広島県広島市中区上八丁堀6-30 観光部観光企画課	TEL 082-228-8701
四国運輸局	香川県高松市サンポート3-33 観光部観光企画課	TEL 087-802-6735

官署名	住所・担当部署	連絡先
九州運輸局	福岡県福岡市博多区博多駅東2-11-1 観光部観光企画課	TEL 092-472-2330
沖縄総合事務局	沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 運輸部企画室	TEL 098-866-1812

(自動車整備分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
国土交通省自動車局	東京都千代田区霞が関2-1-3	TEL 03-5253-8111 (42426, 42414)

(航空分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
国土交通省航空局	東京都千代田区霞が関2-1-3 航空ネットワーク部 航空ネットワーク企画課 (空港グランドハンドリング関係) 安全部 運航安全課 乗員政策室 (航空機整備関係)	TEL 03-5253-8111 (内線: 49114) (内線: 50137)

在留資格「特定技能」についての問合せ先

(農業分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
農林水産省経営局	東京都千代田区霞が関1-2-1 就農・女性課	TEL 03-6744-2162
北海道農政事務所	北海道札幌市中央区 南22条西6丁目2-22 生産經營産業部担い手育成課	TEL 011-330-8809
東北農政局	宮城県仙台市青葉区 本町三丁目3番1号 経営・事業支援部経営支援課	TEL 022-221-6217
関東農政局	埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 経営・事業支援部経営支援課	TEL 048-740-0394
北陸農政局	石川県金沢市広坂2丁目2番60号 経営・事業支援部経営支援課	TEL 076-232-4238
東海農政局	愛知県名古屋市中区 三の丸1-2-2 経営・事業支援部経営支援課	TEL 052-223-4620
近畿農政局	京都府京都市上京区 西洞院通下長者町下る丁子風呂町 経営・事業支援部経営支援課	TEL 075-414-9055
中国四国農政局	岡山県岡山市北区 下石井1丁目4番1号 経営・事業支援部経営支援課	TEL 086-224-8842
九州農政局	熊本県熊本市西区 春日2丁目10番1号 経営・事業支援部経営支援課	TEL 096-300-6375
沖縄総合事務局	沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎2号館 農林水産部経営課	TEL 098-866-1628

(漁業分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
農林水産省水産庁	東京都千代田区霞が関1-2-1 企画課漁業労働班	TEL 03-6744-2340

(介護分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
厚生労働省社会・援護局	東京都千代田区霞が関1-2-2 福祉人材確保対策室	TEL 03-5253-1111 (内線2125,3146)

(産業機械製造業分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
経済産業省製造産業局	東京都千代田区霞が関1-3-1 産業機械課	TEL 03-3501-1691
(製造3分野全体について)	東京都千代田区霞が関1-3-1 総務課	TEL 03-3501-1689

(素形材産業分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
経済産業省製造産業局	東京都千代田区霞が関1-3-1 素形材産業室	TEL 03-3501-1063
(製造3分野全体について)	東京都千代田区霞が関1-3-1 総務課	TEL 03-3501-1689

(電気・電子情報関連産業分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
経済産業省 商務情報政策局	東京都千代田区霞が関1-3-1 情報産業課	TEL 03-3501-6944
(製造3分野全体について)	東京都千代田区霞が関1-3-1	TEL 03-3501-1689
経済産業省製造産業局	総務課	

(外食分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
農林水産省食料産業局	東京都千代田区霞が関1-2-1 食文化・市場開拓課	TEL 03-6744-7177

(飲食料品製造業分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
農林水産省食料産業局	東京都千代田区霞が関1-2-1 食品製造課	TEL 03-6744-7180

(ビルクリーニング分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
厚生労働省医薬・生活衛生局	東京都千代田区霞が関1-2-2 生活衛生課	TEL 03-5253-1111 (内線 2432)

外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策の主な施策



出入国在留管理庁

Immigration Services Agency of Japan

全国各地における一元的窓口の設置支援

- 地方公共団体による「多文化共生総合相談ワンストップセンター」の設置を支援（全国約100か所、11言語対応）【20億円】
- 一元的相談窓口・情報提供、通訳の配置、多言語翻訳アプリの活用
- 地域との交流の場や日本語学習の場としても活用
- ➡ 外国人が必要とする情報に的確に接することができる拠点

多言語音声翻訳システムの利用促進

- 多言語音声翻訳システムのプラットフォームを構築【8億円】
- 多言語音声翻訳システムの利用を促進
- ➡ 医療、事件・事故、教育等生活の様々な場面での多言語化を実現

地域の持続的発展につなげる取組の支援

- 地方創生推進交付金を活用し、地方公共団体による共生支援を行う受け皿機関の立ち上げ等に対する財政的支援
- 地方創生推進交付金を活用し、地方公共団体による特定技能外国人の受け入れ環境整備・地域住民と外国人材の交流事業に対する財政的支援
- ➡ 新たな外国人材受け入れに対する地域の受け入れ環境整備等を支援し、地域の持続的発展につなげる

生活サービス環境の改善等

- 全ての居住圏において外国人患者が安心して受診できる医療体制の整備【17億円】
- 防災・気象情報の多言語化・普及（11言語対応）、外国人にも分かりやすい情報伝達に向けた改善
- 住宅確保のための環境整備・支援
- 金融機関における外国人の口座開設に係る環境整備
- 携帯電話の契約時の多言語対応の推進
- ➡ 生活サービスの改善を図る

日本語教育機関の質の向上・適正な管理

- 留学生受け入れが可能な日本語教育機関を告示する基準を厳格化（出席率・不法残留者割合等の抹消基準厳格化、日本語能力に係る試験の合格率等による数値基準の導入等）
- 日本語教育機関に対して定期的な点検・報告を義務付け
- 日本語能力に関する試験結果等の公表義務、情報開示の充実
- 日本語教育機関に関する情報を関係機関で共有し、法務省の調査や外務省の査証審査に活用
- ➡ 日本語教育機関の質の向上・適正な管理を図る

日本語教育、外国人児童生徒の教育の充実・留学生の就職支援

- 生活のための日本語の標準的なカリキュラム等を踏まえた日本語教育の全国展開【6億円】
- 日本語指導に必要な教員定数の義務標準法の規定に基づく着実な改善と支援員等の配置への支援【3億円】
- 大卒者・クールジャパン分野等の専修学校修了者の就職促進のための在留資格の整備等
- 文部科学省による大学等の就職促進のプログラムの認定等【6億円】
- 必要な日本語能力レベルの企業ごとの違いを踏まえた多様な採用プロセス等の推進
- ➡ 我が国を深く理解してくれる貴重な人材に対する教育支援・幅広い活躍機会の提供

社会保険への加入促進等

- 出入国在留管理庁が管理する出入国及び在留に関する情報を厚生労働省等に提供
- 厚生労働省等による情報を活用した加入指導等
- ➡ 受入れ機関及び外国人の社会保険への加入促進

悪質な仲介事業者・受入れ機関等の排除

- 二国間の政府間文書の作成とこれに基づく情報共有の実施
- 関係機関の連携強化と悪質仲介事業者の排除の徹底
- 悪質な受入れ機関等に対する厳正な対処
- ➡ 外国人が安心して生活・就労できる社会の実現



1. 受入環境調整担当官の配置

- 外国人の受け入れ環境整備を目的として、全国8つの地方出入国在留管理局及び3つの支局に、受入環境調整担当の統括審査官11人、東京局及び名古屋局においては更に入国審査官各1人の合計13人の担当者を配置。

2. 主な役割

<地方公共団体との窓口役>

- 外国人の受け入れ環境整備に係る地方公共団体をはじめとした関係機関からの意見聴取
- 在留外国人向けの相談窓口業務の設置・運営に関する地方公共団体からの相談への対応、情報提供、研修の実施 等

外国人との共生社会の実現に向けた諸施策を推進

<問合せ先>

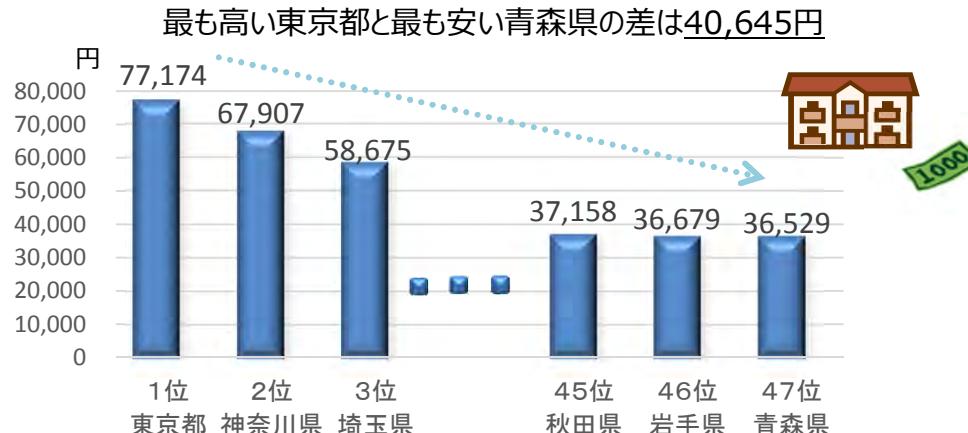
官署名	住所	連絡先	官署名	住所	連絡先
札幌出入国在留管理局	北海道札幌市中央区大通西12丁目 札幌第3合同庁舎 審査部門	011-261-9658	大阪出入国在留管理局	大阪府大阪市住之江区南港北1-29-53 審査管理部門	06-4703-2115
仙台出入国在留管理局	宮城県仙台市宮城野区五輪1-3-20 仙台第2法務合同庁舎 審査部門	022-256-6080	神戸支局	兵庫県神戸市中央区海岸通29番地 神戸地方合同庁舎 審査部門	078-391-6378
東京出入国在留管理局	東京都港区港南5-5-30 審査管理部門	03-5796-7251	広島出入国在留管理局	広島県広島市中区上八丁堀2-31 広島法務総合庁舎 就労・永住審査部門	082-221-4412
横浜支局	神奈川県横浜市金沢区鳥浜町10-7 就労・永住審査部門	045-769-1721	高松出入国在留管理局	香川県高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎 審査部門	087-822-5851
名古屋出入国在留管理局	愛知県名古屋市港区正保町5-18 審査管理部門	052-559-2151	福岡出入国在留管理局	福岡県福岡市中央区舞鶴3-5-25 福岡第1法務総合庁舎 就労・永住審査部門	092-717-7596
			那覇支局	沖縄県那覇市桶川1-15-15 那覇第一地方合同庁舎 審査部門	098-832-4186

地方で就労することのメリット



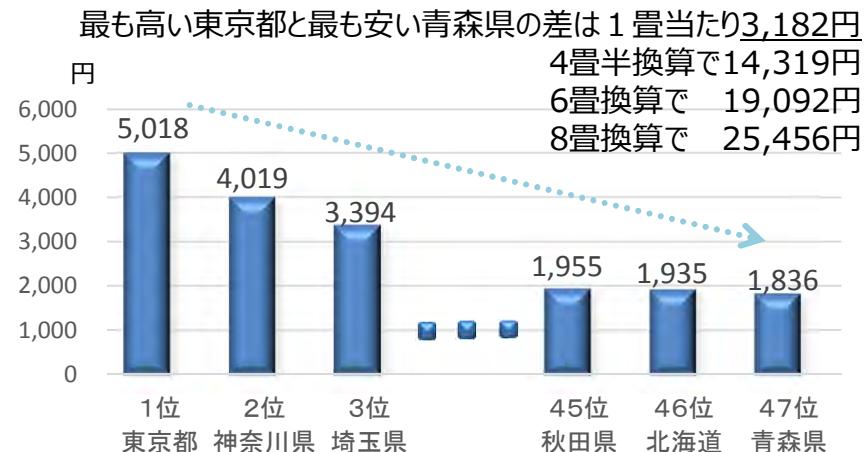
出入国在留管理庁
Immigration Services Agency of Japan

1か月当たり家賃



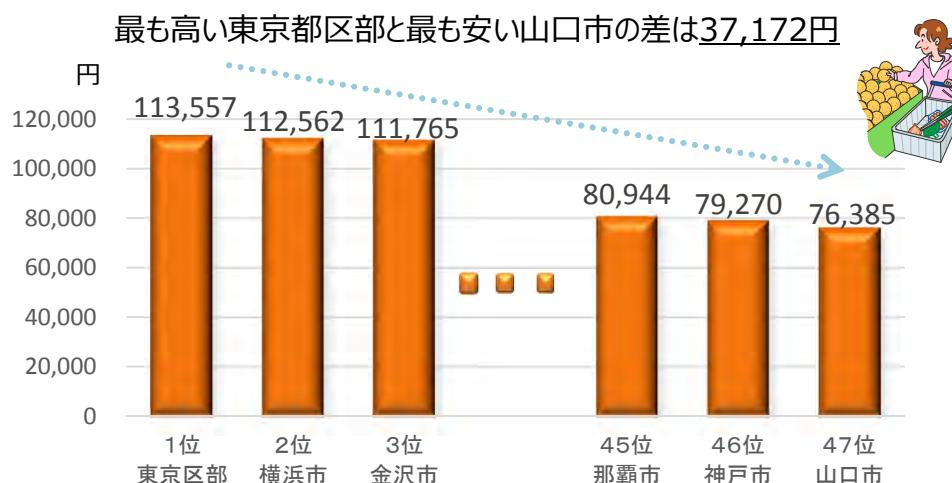
※総務省統計局住宅・土地統計調査（2013年）により作成

1畠当たり家賃



※総務省統計局住宅・土地統計調査（2013年）により作成

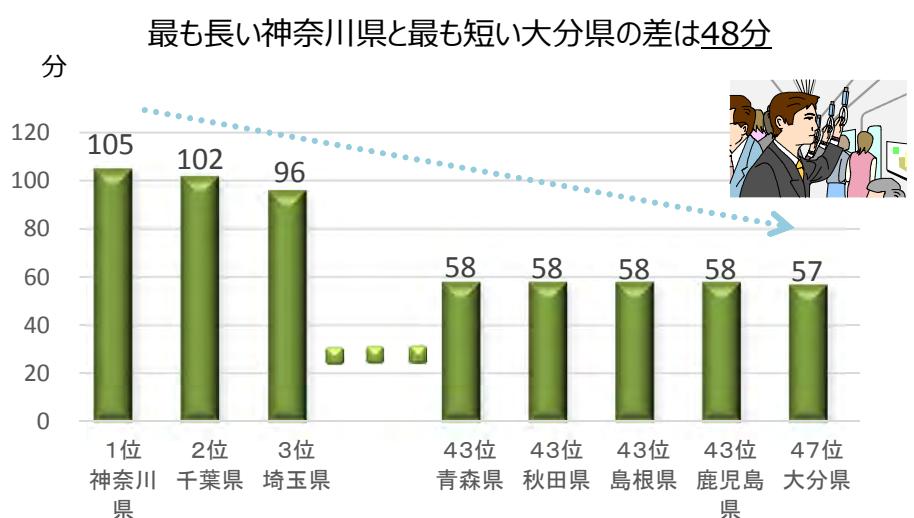
生活費



※総務省統計局家計調査（2017年、都道府県庁所在市別1世帯当たりの1か月間の収入と支出（総世帯））により作成

※生活費は食料、光熱・水道、被服及び履物、保健医療の合計

通勤・通学時間



※総務省統計局社会生活基本調査（2016年）により作成

先進的な受け入れ企業の取組み例

受入企業 の紹介

- ・本社所在地：東京都
- ・許可業種：建築・土木工事業等
- ・売上高：315億円（H30年度）
- ・外国人就労者の受け入れ開始：H28年度より
(H31年1月末現在：就労者4人、実習生36人を受け入れ)

受入企業の取り組み、工夫

- ✓ 日本での経験が浅い技能実習生について、現場での指示に対する理解不足が生じないよう、組織編制を「1号又は2号技能実習生 + 3号技能実習生又は外国人建設就労者 + 日本人指導者」とし、先輩の技能実習生等が意思疎通をフォローできるようにしている。
- ✓ 寮では、ベトナム人による運営委員会が月1回開催され、生活しやすい環境整備を自ら協議。この結果に対し、会社が支援している。（食事内容の見直し、近隣清掃、日本語勉強会、イベント開催など）
- ✓ 春・秋のバスツアーやバーベキュー、忘年会、テトの時期に合わせた新年会、尼さんによる説法などのイベントを開催し、コミュニケーションの活性化や互いの文化理解の促進を図っている。

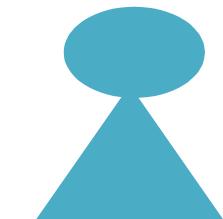
外国人建設就労者受入制度に対する 受入企業の評価

- ✓ 技能実習生の中には優秀で熱心な者もあり、技能実習時に身に付けた技能や日本語を、引き続き日本の建設現場で発揮してもらえる機会があることは良い。
- ✓ 建設技能者については、数年で一人前になることが困難であるという実態踏まえると、技能実習生として来日した外国人にとっても、母国へ帰国するまでにより高い水準の技能を身に付けられるチャンスがあるという点で歓迎されていると思う。

受入先におけるキャリアパスの例

- ・4ヶ月間 母国ベトナムで語学及び技能の基礎研修を受講（技能実習生としての来日前）
 - ・1ヶ月間 国内で法定の研修（日本語、生活一般、労働関係法令等）
 - ・1ヶ月後※ 技能実習生として型枠工事作業に従事
 - ・3年後※ 外国人建設就労者（在留資格：特定活動）に在留資格を変更、引き続き型枠工事に従事
 - ・4年後※～ 現場の班長として、5人程度の若手を指導監督
- ※技能実習生としての初入国以後の年月

就労者の紹介



ベトナム人男性
(29歳)



【コンクリートを流し込むための型枠を組む作業の様子】

- ・外国人建設就労者としての経験24ヶ月
- ・保有資格：技能検定基礎2級、玉掛け技能講習、丸のこ等取扱作業従事者安全衛生教育など
- ・日本語検定：N2級
- ・高い技能を有し、現場で作業チームのリーダーを担当
- ・職長の指示を技能実習生に説明する他、寮において日本語教室の講師の役割も果たす

本人の声

- ✓ 来日時は外国語を使っての仕事は非常に困難であったが、諦めずに日本語勉強し続けてきた
- ✓ 身につけた技能を活かし引き続き日本で働きたい
- ✓ 将来的にはベトナムの経済発展に役に立ちたい

受け入れ先における給与体系のイメージ

⑨-1

- | | |
|-----------------------|----------------------|
| ・技能実習生 1年目 約16.7万円 | ↓ |
| ・外国人建設就労者 1年目 約19.2万円 | (資格取得、勤務態度等に対する評価含む) |
| ・外国人建設就労者 2年目 約19.4万円 | ↓ |

先進的な受け入れ企業の取組み例

受入企業 の紹介

- ・本社所在地：千葉県
- ・許可業種：大工，とび・土工工事業
- ・売上高：2億円（H29年度）
- ・外国人材の受け入れ開始：H24年度より
(H31年1月末現在の受入数：外国人建設就労者4人，技能実習生8人)

受入企業の取り組み，工夫

- ✓ 社内では、技能実習生や外国人建設就労者などの外国籍の人材も、日本人と対等な関係であるべきという基本概念をベースにし、互いに協力しながら同じ仕事にあたる同僚であるという考え方をもつよう、共に努力している
- ✓ 仕事で頻繁に使用する単語について、ひらがな、ローマ字、英語による表記のリストを作成し、定着のためのテストを繰り返し実施している
- ✓ 地域行事やボランティアを通じて、日本の風習や地域住民との相互理解を深めるきっかけとしている

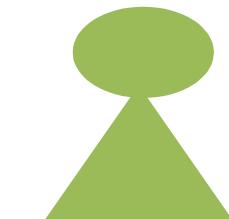
外国人建設就労者受入制度に対する 受入企業の評価

- ✓ この制度によって、優秀な人材に成長した技能実習修了者とより長い期間共に働けることは、教える側にとっても、教わる側にとっても技術向上へのモチベーションが高くなっている。また、人材不足が激化するこの業界においては、同僚が増える唯一の望みと安心する職長もいる。
- ✓ 外国人建設就労者受入事業は2020年度までの時限的な措置であり、また在留期間も最長3年と区切られているが、企業も本人も希望する場合、引き続きの在留が認められる措置があると良い。

受入先におけるキャリアパスの例

- ・1ヶ月間 母国フィリピンで語学及び技能の基礎研修を受講（技能実習生としての来日前）
 - ・1ヶ月間 国内で、日本語・日本の風習・生活様式（特にゴミの分別）等の研修
 - ・2ヶ月後※ 技能実習生として型枠工事の組立・解体作業に従事
 - ・3.5年後※ 外国人建設就労者（在留資格：特定活動）に在留資格を変更、引き続き同作業に従事
 - ・3.8年後※～ 現場のサブとして、4人程度の若手を指導
- ※技能実習生としての初入国以後の年月

就労者の紹介



フィリピン人男性
(30歳)



【鋼製型枠を鉄筋上に取付ている作業風景（左が外国人材）】

- ・外国人建設就労者としての経験24ヶ月
- ・保有資格：職長・アーク溶接・低圧電流・研削砥石・丸のこ
- ・日本語検定：N3級
- ・鋼製型枠を組立・取付・解体する業務に従事
- ・同等の実務経験を有する日本人技能者よりも、高い技術力を有し、職長のサブとして現場をまとめている

本人の声

- ・未目前の同僚はお金を稼ぐことだったが、今では、自分の経験・培った技能を活かし、誰かの役に立つ人になりたいと考えている
- ✓ 仕事だけでなく、地域の福祉施設でのイベントへの参加を通じ、地域の皆さんとの笑顔があふれることが嬉しい

受け入れ先における給与体系のイメージ

9-2

- | | |
|--------------------|---------|
| ・技能実習生 | 約15万円程度 |
| ・外国人建設就労者（特定活動）1年目 | 約26万円程度 |
| ・職長（サブ）に昇格 | 約29万円程度 |

先進的な受け入れ企業の取組み例

受入企業 の紹介

- ・本社所在地：山形県
- ・許可業種：とび・土工工事業
- ・売上高：44億円（H29年度）
- ・外国人材の受け入れ開始：H12年度
(H31年1月末現在の受入数：外国人建設就労者4人、技能実習生17人)

受入企業の取り組み、工夫

- ✓ 現地ベトナム建設企業との人材育成等に関する提携を通じて、外国人材に対するきめ細やかな人材育成や人事評価を実現するとともに、日本滞在の前後を含めたキャリアパスや、資格取得インセンティブ給等を示すことで、技能習得や資格取得のモチベーション維持を図っている
- ✓ 外国人材についても、社内の技能大会に参加させ、技能を身に付けた者には現場でグループのリーダーとしての役割を与えるなど、日本人の技能者と同様の待遇をしている
- ✓ 福利厚生として、寮を整備するとともに寮費を低額に抑えるとともに、1週間程度の帰省制度を設け外国人建設就労者には旅費を支給している

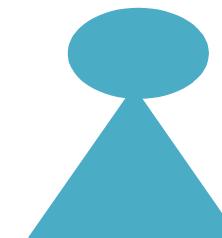
外国人建設就労者受入制度に対する 受入企業の評価

- ✓ 高度な建設技能を身に付ける点、1級技能検定・大型自動車免許取得、また、互いの文化を理解するという点においても、技能実習期間（3～5年）に加えてより長期の在留期間が認められる制度があることは良いと考える。
- ✓ 受入企業にとっての技能者育成の観点や、外国人材にとっての就労意欲の維持の観点からも、日本入国前後を含めたキャリアパスを描けることが大事

受入先におけるキャリアパスの例

- ・3月間～ 母国ベトナムで語学研修及び建設企業内での建設技能習得（技能実習生としての来日前）
 - ・1月間 国内で集合教育による日本語や日本生活の基礎知識の研修
 - ・1か月後※ 技能実習生としてコンクリート圧送作業に従事
 - ・3年後※ 母国建設企業に戻り、コンクリート圧送業に従事し、大型自動車免許取得、オペレーターに昇格
 - ・5年後※ 外国人建設就労者（在留資格：特定活動）に在留資格を変更、引き続き同作業に従事
 - ・5年後※～ 実習生リーダーとして5～8人程度の若手を指導、現場のサブとして他社作業員との共働を行う
- ※技能実習生リーダーへの切り替え後の年目

就労者の紹介



ベトナム人男性
(29歳)



【圧送ポンプを利用して型枠内にコンクリートを打ち込むところ】

- ・外国人建設就労者としての経験31ヶ月
- ・保有資格：技能検定3級（2級受験済み）
- ・日本語検定：N2級
- ・生コンクリートをポンプを使って流しこむコンクリート圧送の業務に従事
- ・高い技能・日本語能力を有し、職長を支えるサブとして現場打合せの補佐、技能実習生への指導等も行う

本人の声

- ✓ 技能だけではなく、日本語も覚えて、職長レベルになることを目指している
- ✓ 一緒に働いている技能実習生の良きリーダーになりたい
- ✓ 日本の文化を学ぶとともに、ベトナムの文化を伝えていきたい

受け入れ先における給与体系のイメージ

⑨-3

実習生 1年目 平均支給額24.5万円 (基本給14.8万円)
外国人建設就労者 1年目 平均支給額31.5万円 (基本給16.6万円)
外国人建設就労者 3年目 平均支給額34.0万円 (基本給17.0万円 + 資格級0.7万円)

先進的な受け入れ企業の取組み例

受入企業 の紹介

・企業名：造船所A社 ・所在地：四国地方等
・外国人就労者の出身国：中国

受入企業の取り組み、工夫 ~地方ならではの快適な生活環境を提供~

- ✓ 専用の寮を新設。地方ならではの広い敷地を活かし、充実した施設を安価に提供。
 - ・6畳個室。家族と連絡が取れるようインターネット完備。
 - ・昼食無料、自炊も可能。
 - ・仲間と運動を楽しめるよう卓球場、ビリヤード室、トレーニングジムを完備。
 - ・これらの設備を備えた寮を15,000円/月で提供。
- ✓ 便利な立地
 - ・車がなくても生活に困らないよう、大型ショッピングセンターまで徒歩10分の好立地。
 - ・近隣にグラウンド。サッカーやバスケットボールが楽しめる。
- ✓ アットホームな環境
 - ・社員旅行/夏の慰労会等を開催。
 - ・旧正月・中秋節等には、プレゼント配布。
- ✓ 充実した生活サポート
 - ・通訳が24時間体制で常駐しており、支障なく生活できるよう生活面でもサポート。
 - ・実習生向けの社内報を毎月1回発刊。（日本・中国の情報発信）



自炊可能な台所



寮には卓球場・ビリヤード場・
トレーニングジムを完備



清潔な個室



自転車マナー教育



日帰り観光 (USJ)



新設した外国人専用の寮 (外観)

造船所A社で働く中国人の声

- ✓ 造船所では溶接の仕事をしています。先輩の指導のおかげで、今では殆どの作業を一人でこなしています。
- ✓ 私達の住んでいる寮です。快適に過ごしています！
- ✓ 休日には卓球場やトレーニングジムで体を動かします。
- ✓ 作業服や昼食を無料にしてくれており、助かっています！！
- ✓ 通信費・水光熱込みで寮費15,000円であり、その分、給料の多くを仕送りに充てられます。



寮懇親会の様子



溶接作業の様子

受入先におけるキャリアパスの例

- ✓ 1ヶ月間 … 母国で日本語、基礎研修
- ✓ 1ヶ月間 … 国内での研修
- ✓ 1ヶ月後 … 技能実習生として溶接作業に従事
- ✓ 36ヶ月後 … 造船特定活動の就労者として従事
- ✓ 24ヶ月後 … 現場の班長として10人の若手を指導
- ✓ 将来 … 特定技能1号で来日予定あり

就労制度に対する受入企業の評価

⑨-4

- ✓ 世界最大級の大型コンテナ船プロジェクトへの本格参入を果たした当社にとって、造船特定活動は、建造工程の円滑化・安定化に大きな貢献を果たした制度と言える。結果として、日本人雇用の安定継続にもつながっている。
- ✓ 新たな「特定技能」制度は、技術力の高い日本において、より高度な技能をより長く身につけることができ、外国人実習生等からも歓迎される制度になろう。

先進的な受け入れ企業の取組み例

受入企業 の紹介

- ・企業名：造船所B社
- ・所在地：九州地方等
- ・外国人就労者の出身国：ベトナム

受入企業の取り組み、工夫 ~地方都市で充実した就労環境を整備~

- ✓ 細やかな安全指導・技能指導
 - ・ベトナム人就労者が安心安全に働くことができるよう、常勤ベトナム人通訳スタッフが安全面の指導をアシスト。
 - ・日本人技術者だけでなく、先輩ベトナム人就労者が実習生を細やかに技術指導・アシスト。先輩就労者は自覚と気概を、実習生は安心感をもって仕事にあたっている。
- ✓ 日本語の習熟
 - ・常勤ベトナム人通訳スタッフを各事業所に配置して、日本語講習を指導・実施。
 - ・自主的な上達を促すため、日本語資格習得者への報奨金制度を用意。
 - ・実習生全員に、来日する前6ヶ月の日本語教育を企業負担で実施。
- ✓ 就労状況等のフォローアップ
 - ・会社スタッフとの面接相談を定期的に実施（3ヶ月毎）
 - ・常勤ベトナム人通訳スタッフが日本での生活や職場に関する相談に丁寧に対応
- ✓ 職住近接
 - ・地方都市のため、職場の近くに寮があり便利。
 - ・安い寮費で住まいを提供している上、自転車を無償貸与するなど通勤にも配慮



会社スタッフによる面談



安全教育講習に臨む実習生



工場に近接する寮（外観）

造船所B社で働くベトナム人の声

- ✓ 造船特定活動による就労者として、溶接作業に従事しています。B社での技能実習の経験があるので、今の仕事には直ぐに慣れました。
- ✓ 分からないことがあれば、現場の指導者の方が通訳スタッフの助力も得て、現場でしっかり教えてくれます。
- ✓ 会社の方との面談では親切に相談に乗ってもらえるので、助かっています。
- ✓ 日本語は少しずつ上達していて、若手実習生をフォローすることもあります。
- ✓ 宿舎は改裝されてキレイで、光熱・通信費込で2万円です。職場にも近く、快適な生活を送っています。
- ✓ 自転車も無料で貸してもらえるので、買物や観光に便利です。

受入先におけるキャリアパスの例

- ✓ 6ヶ月間 … 母国で日本語、基礎研修
- ✓ 2ヶ月間 … 国内で技能・安全・日本生活等の研修
- ✓ 来日2ヶ月後 … 技能実習生として実地溶接作業等に従事
- ✓ 1号・2号実習(合計36ヶ月)修了時
 - … 溶接技能評価試験専門級試験受験
- ✓ 一時帰国、再入国後 … 造船特定活動の就労者として従事
- ✓ 特定活動終了後 … 特定技能1号として従事（予定）
 - （総合評価で班長への道も）

就労制度に対する受入企業の評価

- ✓ 造船特定活動により、外国人材は実習で学んだ技能を実務の多様な場面で実践でき、人材確保で苦慮している受入企業の現場にとっても有益な制度。
- ✓ 新たな受入制度「特定技能」により、作業を主導するリーダーや班長となる力量を持つ者も出てくると考えられる。更なる技能の向上により、母国産業と我が国産業双方の発展に寄与することが期待される。

先進的な受け入れ企業の取組み例

受入企業 の紹介

・企業名：造船所C社 ・所在地：中国地方
・外国人就労者の出身国：フィリピン

受入企業の取り組み、工夫～**地元企業の強みを活かして地域交流、余暇の充実に取り組む**

✓ 余暇の充実

- ・クリスマス会、バスケットボール大会などのイベントや、遊園地でのレクリエーションを行い、日本での生活を楽しんでもらえるよう工夫している。外国人同士、外国人と日本人同士の交流が深まり、チームワークの醸成にもつながっている。
- ・実習生の母国で人気のあるバスケットボールのコートを整備した。

✓ 地域交流の充実

- ・地元企業の強みを活かして、運動会やお祭り、花火大会、マラソン大会等様々な地域の行事に受け入れてもらっている。また、地域清掃活動にも参加して、地元に貢献している。こうした活動を通じて、地元住民との相互理解を深め、住み心地の良い環境づくりにもつながっている。

✓ 充実した生活サポート

- ・母国の家族との連絡が取りやすくするため、無料WI-FIを設置
- ・外国での生活の負担軽減のため、社内、寮での定期面談、母国語相談を実施。



バスケットコートの整備



地域行事への参加



地域清掃活動への参加

造船所C社で働くフィリピン人の声

- ✓ 仕事は楽しいと感じています。
- ✓ できれば、もっと長く（あと5年くらい）日本で働きたいと思っています。
- ✓ 社員寮の生活環境は充実しています。無線LANが整備されているので、いつでも母国の家族と連絡が取れます。
- ✓ 会社の施設として、工場の直ぐ近くにバスケットボールのコートがあります。フィリピン人はバスケットが大好きなので、とてもありがとうございます。
- ✓ 日本は法律やルールがしっかりと整備されているので、安心して生活できます
- ✓ 寮費は電気水道代込みで18,000円と安めで、家族のために貯蓄しています。
- ✓ 作業服、防寒着、安全靴等は会社が支給してくれます。

受入先におけるキャリアパスの例

- ✓ 入国前2か月間 … 母国で日本語、基礎研修
- ✓ 入国後1か月間 … 国内で日本での生活習慣・日本語の研修
- ✓ 上記研修後 … 技能実習生として塗装作業に従事
- ✓ 36か月以降 … 技能実習生3号として熟練塗装員として従事
(予定)

就労制度に対する受入企業の評価

- ✓ 実習生の中には優秀な者も多数おり、実習の成果がその後も日本で発揮できる制度は外国人材・企業双方にとっても望ましい。
- ✓ 造船業は数年で技術の習得が困難な部分もある為、長期での技能習得はより高いレベルを得る良い機会になると思われる。

酪農

【受入れ経営体概要】（平成30年11月現在）

所在地：北海道

従業員：正社員8名、技能実習生4名、パート等4名

経営規模：乳牛980頭

（年間生産生乳量は1ℓパック500万本分）

【実習生の状況】

受入れ開始：平成27年6月（フィリピンより）

現在は全員女性、20歳代、手取り給与額13万円程度

【受入れ経営体の取組】

- ・採用時は現地で直接面接
- ・実習生用の社宅（2棟6名分）を整備（整備費は約5,000万円）
- ・「家族と同様に接する」をモットーに、休日は近隣の観光、宴会などに連れ出している



「給料はよく部屋も快適で、仕送りにより家族がトラクタやバイクを購入した」と語る実習生（右）



実習生が住む社宅
個室でキッチン・居間8畳、寝室、風呂・トイレを完備



日本国旗と実習生のフィリピン国旗を牧場事務所前に掲揚

畑作・野菜

【受入れ経営体概要】（平成31年1月現在）

所在地：香川県

従業員：正社員4名、技能実習生10名、パート等2名

経営規模：55㌶（レタス、ネギなど）

社長（中央）の指導の下、レタス畠で活躍しているインドネシア人の実習生ら



【実習生の状況と受入経営体の取組等】

- ・平成16年から受入れ（インドネシアより）
- ・人事・昇給制度等の待遇も日本人正社員と同等
- ・女性実習生（実習3年目）を作業部門の責任者に登用
- ・受入れにより経営規模の拡大、労務管理の改善を実現
- ・販売高は受入れ前の10倍に

【受入れ経営体・監理団体・地域の取組】

- ・受入れ経営体の元技能実習生がインドネシアに戻って送出機関を作り、連携
- ・地域農家20戸が平成23年に自らで監理団体を組織
- ・地域の行事等への参加を促す、祭りでインドネシアの歌を合唱する、など意識的に接点づくりに取り組む